

港湾空港等工事における  
総合評価落札方式の運用ガイドライン

平成 27 年 3 月  
(令和 8 年 3 月一部改定)

国 土 交 通 省  
港 湾 局

はじめに

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となっていた。このような背景を踏まえて、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約がなされることにより、確保されなければならない」という基本理念の下、総合評価落札方式の適用が公共工事の品質確保のための主要な取組として位置づけられた。品確法の施行により、総合評価落札方式の適用が拡大し、近年では、国土交通省直轄工事のほとんどは、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

一方で、平成 26 年 6 月の品確法の改正により、工事の性格、地域の実情に応じて、多様な入札契約方式を選択することが示されるとともに、仕様の確定が困難な工事で、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定める方式である技術提案・交渉方式が新たに規定された。

これを受け令和元年 9 月に、「国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」を策定した。また、令和元年 6 月の品確法改正で、災害時の緊急対応の充実強化が基本理念に追加されたことを踏まえ、令和 3 年 5 月に「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を改正した。このように近年、多様な入札契約方式の適用が進んでいるところであり、総合評価落札方式は、こうした多様な入札契約方式の中の選択肢の 1 つである点に留意する必要がある。

総合評価落札方式を実施するに当たっては、発注者は競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、工事品質の確保や向上に資する技術提案を求めよう努め、価格と技術提案が総合的に最も優れた者を落札者とすることが原則となる。

総合評価落札方式の適用により、公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事品質の確保や向上が図られることとなる。

そのためにも、総合評価落札方式は、平成 17 年 4 月の品確法の施行以降、関連する公共調達制度と一体になって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて大きく変化してきているが、国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等を監視・評価するとともに、これまでと同様に必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要がある。

本ガイドラインは、公共工事（港湾空港等）の発注手続きが適切になされるよう

総合評価落札方式の運用方法等を示すものであり、各発注機関においては十分な活用を図られたい。

# 目 次

用語の定義	1
<b>1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯</b>	
1-1 総合評価落札方式の見直し	4
1-2 不正が発生しにくい制度への見直し	7
<b>2. 総合評価落札方式の実施手順</b>	
2-1 総合評価落札方式のタイプ選定	8
2-2 総合評価落札方式の事務の効率化	17
2-3 手続きフロー	21
2-4 入札説明書への記載	30
<b>3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目</b>	
3-1 競争参加要件と総合評価	33
3-2 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）	36
3-3 総合評価項目の審査・評価	40
3-4 評価基準及び得点配分の設定例	57
3-5 技術提案評価型 A 型におけるその他手続き・留意事項	76
<b>4. 総合評価の方法</b>	
4-1 評価値の算出方法	92
4-2 加算方式及び除算方式の特徴	93
4-3 技術評価点の算出方法	96
<b>5. 総合評価落札方式の結果の公表</b>	
5-1 評価結果の公表	98
5-2 技術提案の採否の通知	103
5-3 中立かつ公正な審査・評価の確保	105
5-4 入札及び契約過程に関する苦情処理	106

<b>6. 総合評価落札方式の評価内容の担保</b>	
6-1 技術提案履行の確保	109
<b>7. 総合評価落札方式における多様な取組</b>	
7-1 多様な取組の基本的な考え方	110
<b>8. 総合評価落札方式の試行等</b>	
8-1 試行等の検証	124
8-2 全国的な取組としての試行等（全国試行）	125
8-3 地域の実情等に応じた総合評価落札方式における取組（地整等試行）	134

**〔用語の定義〕**

総合評価 落札方式	価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する方式
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も大きい者を落札者とする。 評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点（入札価格を点数化した値）を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事（港湾工事等）における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求めることとしている。
技術 評価点	価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。 <u>技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点</u> ※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。
標準点	入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。 要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律100点を付与し、それ以外の場合は不合格とする。
加算点	評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。
施工体制 評価点	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
総合評価 落札方式 のタイプ	総合評価落札方式の類型。 公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。

1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯

総合評価落札方式はそれを含む公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて大きく変化してきているが、国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等を監視・評価するとともに、これまでと同様に必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要がある。

表 1-1 総合評価落札方式関連通達等一覧

令和 8 年 3 月 現在

通 達	①工事に係る入札に係る総合評価落札方式について（平成 14 年 2 月 22 日付け国港管第 1187 号）
	②工事に係る入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（「工事に係る入札に係る総合評価落札方式について（別紙）」）（平成 14 年 2 月 22 日付け国港管第 1187 号）
	③総合評価落札方式における手続きについて（平成 14 年 2 月 22 日付け国港管第 1188 号、国港建第 272 号）
	④工事に係る入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成 14 年 9 月 6 日付け国港管第 489 号、国港建第 127 号）
	⑤港湾空港等工事における品質確保促進ガイドラインについて（平成 17 年 10 月 27 日付け国港管第 263 号、国港建第 145 号）
	⑥総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について（平成 18 年 7 月 11 日付け国官総第 263 号、国官会第 495 号、国地契第 38 号、国官技第 92 号、国営計第 54 号） （改正：平成 21 年 3 月 31 日付け国官総第 707 号、国官会第 2478 号、国地契第 61 号、国官技第 346 号、国営計第 111 号）
	⑦施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（平成 18 年 12 月 8 日付け国港総第 683 号、国港建第 175 号）
	⑧地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行について（平成 21 年 8 月 3 日付け国港総第 389-2 号、国港技第 24-2 号）
	⑨一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について（平成 22 年 3 月 29 日付け国港総第 1050-1 号、国港技第 77-1 号）
	⑩総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について（平成 22 年 4 月 9 日付け国港総第 27 号、国港技第 2 号）
	⑪総合評価落札方式における手続の簡素化について（平成 23 年 12 月 16 日付け国港総第 506 号、国港技第 108 号）
	⑫特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行について（平成 24 年 6 月 11 日付け国地契第 12 号、国官技第 59 号、国営管第 110 号、国営計第 26 号、国港総第 268 号、国港技第 64 号、国北予第 12 号）
	⑬下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行について（平成 24 年 6 月 11 日付け国地契第 13 号、国官技第 60 号、国営管第 111 号、国営計第 27 号、国土入企第 1 号、国港総第 270 号、国港技第 64 号、国北予第 13 号）
	⑭環境性能の高い作業船の使用に関する総合的な対策について（平成 26 年 3 月 26 日付け国港技第 127 号）
	⑮「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」（平成 26 年 3 月 11 日付け国港総第 555 号、国港技第 117 号）
	⑯総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（工事及び建設コンサルタント業務等） （令和 8 年 3 月 31 日付け国官会第 22759 号、国官技第 571 号、国営管第 634 号、国営計第 186 号、国営整第 202 号、国港総第 1472 号、国港技第 133 号、国空予管第 1604 号、国空空技第 593 号、国空交企第 440 号、国北予第 35 号）
	⑰「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に係る直轄港湾工事及び業務における入札・契約手続きの運用について（港湾空港関係） （令和 4 年 3 月 7 日付け国港総第 655 号、国港技第 97 号）

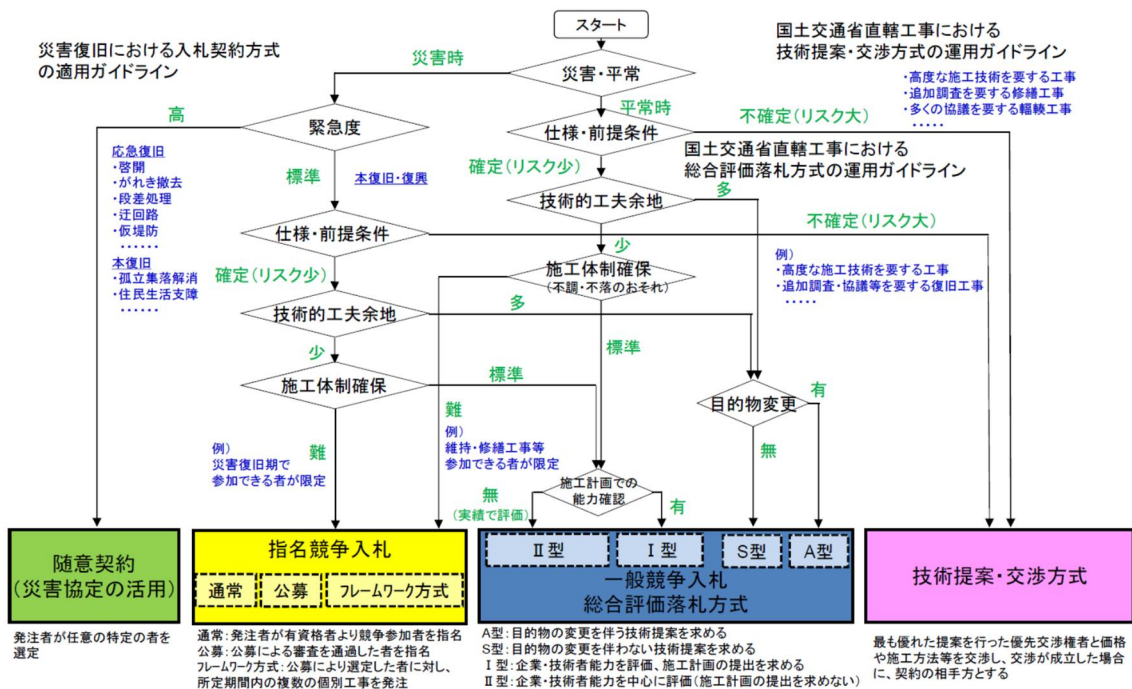
1. 総合評価落札方式の導入と改善の経緯

外部 有識 者委 員会	1) 公共工事における総合評価方式活用検討委員会報告～総合評価方式適用の考え方～ (第11回委員会・平成19年3月)
資料	2) 総合評価方式の改善に向けて ～より適切な運用に向けた課題設定・評価の考え方～ (第12回委員会・平成20年3月)

※委員会：公共工事における総合評価方式活用検討委員会

## 1-1 総合評価落札方式の見直し (1)総合評価落札方式の位置付け

平成 26 年 6 月の品確法の改正により、工事の性格、地域の実情に応じて多様な入札契約方式を選択することが示された。これにより、平成 26 年 6 月の品確法改正は、技術提案・交渉方式、災害復旧における随意契約・指名競争入札等の多様な入札契約方式が適用される契機となった。総合評価落札方式は、こうした多様な入札契約方式の中の選択肢の 1 つであることを本ガイドラインで明確にした。



## **(2) 総合評価の各種試行のPDCAの考え方の導入**

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式においては、担い手確保、働き方改革等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。本ガイドラインでは、8.総合評価落札方式の試行等において総合評価落札方式における多様な試行の検証によるPDCAサイクルの考え方を導入するとともに、多様な試行について、全国的な取組としての試行、地方整備局独自の取組としての試行に区分して例示した。

## **(3) 建設業の働き方改革や、社会情勢の変化等への対応**

手続きの簡素化、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度、賃上げを実施する企業に対する加点措置等に関する評価についても対応を図る。

表 1-1 総合評価落札方式の分類

		施工能力評価型		技術提案評価型		
		II型	I型	S型	AIII型	AI型、AII型
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	・高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	AI: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AII: 有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	・求めない	・施工計画	・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	・施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・原則可・不可の二段階で評価(必要に応じ点数化も可)	・点数化して評価	・点数化して評価	
	ヒアリング	・実施しない	・必要に応じ(施工計画の代替も可)	・必要に応じ	・必須	
	段階選抜	・実施しない	・必要に応じ	・必要に応じ	・必要に応じ	
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成		・標準案に基づき予定価格を作成		・技術提案に基づき予定価格を作成
評価イメージ						
	※は必要に応じて実施		※必要に応じて実施		※は必要に応じて実施	
評価方法	<p>【除算方式*】総合評価値＝  <math display="block">\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」}}{\text{入札金額}}</math></p>		<p>【除算方式*】総合評価値＝  <math display="block">\frac{100 + \text{「企業・技術者の能力等」} + \text{「技術提案」}}{\text{入札金額}}</math></p> <p>技術者の能力等と技術提案の得点にはヒアリングの結果等を反映。</p>		<p>【除算方式*】総合評価値＝  <math display="block">\frac{100 + \text{技術評価点(「技術提案」の得点)}}{\text{入札金額}}</math></p> <p>「企業・技術者の能力等」は1次選抜時のみ評価。</p>	

## 1-2 不正が発生しにくい制度への見直し

平成 24 年 10 月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

これを受け、国土交通省では当面の再発防止対策をとりまとめ、入札契約手続きに関しては、(1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底、(2) 予定価格作成時期の後倒し、(3) 入札書と技術提案書の同時提出、(4) 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しの試行を実施してきたところである。

試行の結果を踏まえ、分任官発注で施工能力評価型を適用する港湾土木工事の一部において、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」(平成 26 年 3 月 11 日付け国港総第 555 号、国港技第 117 号) に基づき入札契約手続きを実施することとする。

## 2. 総合評価落札方式の実施手順

### 2-1 総合評価落札方式のタイプ選定

#### 2-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義

##### (1) 施工能力評価型

###### 【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

###### 【適用の意義】

施工能力評価型Ⅰ型は、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。また、工事の特殊性を鑑み、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事については、施工計画の評価を点数化する「施工計画重視型」の適用も可能としている。

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図るよりもむしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実な施工を行うことは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

## (2) 技術提案評価型

### 【概要】

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、A型とS型に大別される。A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。S型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

更に、A型はAⅠ、AⅡ及びAⅢ型に大別される。AⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、AⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。またAⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

### 【適用の意義】

技術提案評価型は、企業から提案される構造上の工夫、高度な施工技術や施工上の工夫等を評価することにより、工事の品質向上を期待するものである。

公共工事の品質に関しては受注者の技術的能力に依存するところが大きい。我が国の建設業界の技術力は高い水準にあるため、技術提案評価型（A型）によりその高い技術力を有効に活用することで、コストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化等、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながるものと期待できる。

技術提案評価型S型では、発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対して施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることが期待できる。その結果、国民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった利益を享受することができる。

また、担い手確保に資する地域企業の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げることにより受注機会の拡大をはかることが望ましい工事については、技術提案評価型S型（チャレンジ型）の適用も可能としている。

以上のことから、積極的に技術提案評価型を活用することにより民間企業の技術開発・技術者育成の促進にもつながるものと期待される。

2-1-2 総合評価落札方式適用の概要

国土交通省直轄工事では、災害復旧工事等で、緊急的に発注しなければならない工事や特に小規模な工事を除き、原則すべての工事において総合評価落札方式を適用することとし、公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、施工能力評価型、技術提案評価型のいずれかの総合評価落札方式を選択する。

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れを図 2-1 に示す。

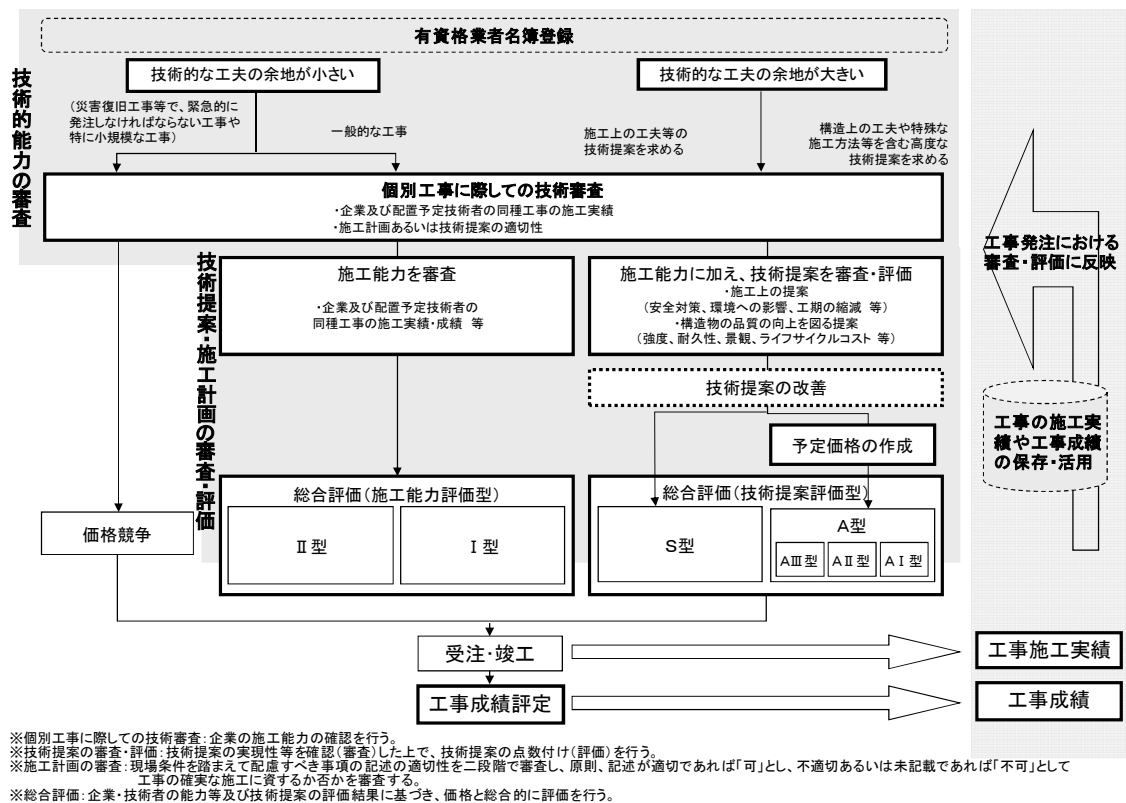


図 2-1 工事における技術的能力・技術提案の評価・活用の流れ

### 2-1-3 技術提案評価型の分類

技術提案評価型を適用する工事は大きくA型とS型の2つに分類でき、A型はさらにAⅠ型、AⅡ型及びAⅢ型の3つに分類できる。表2-1 技術提案評価型の分類を示す。

AⅠ型及びAⅡ型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広く提案を求め、最適案を選定する必要がある場合に適用するものであり、いずれも標準案を作成しない。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものである。このため、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法に対する提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の技術提案に限定した提案を求めることも可能である。その場合にはA型ではなくS型を適用することが基本となる。AⅢ型は、標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

なお、工事規模の大小により技術提案評価型の適用や類型を判断することのないよう留意する。

表 2-1 技術提案評価型の分類

	技術提案評価型			
	A I 型	A II 型	A III 型	S 型
分類	通常の構造・工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造・工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求め、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合
標準案の有無	無	無 (複数の候補有)	有	有
求める技術提案の範囲 (発注形態の目安)	・ 工事目的物 ・ 施工方法  (設計・施工一括)	・ 工事目的物 ・ 施工方法  (設計・施工一括)	・ 部分的な設計変更や、高度な施工技術等にかかる提案 ( 詳細設計付または設計・施工分離 )	・ 施工上の工夫に係る提案  (設計・施工分離)
ヒアリング	技術提案評価型 A 型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない(技術対話)。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。			技術提案評価型 S 型においては、配置予定技術者へのヒアリングを実施することで配置予定技術者の管理能力又は技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合に実施する。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。
段階選抜	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討			
予定価格	技術提案に基づき予定価格を作成			標準案に基づき予定価格を作成

### 2-1-4 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細

#### (1) 技術提案評価型A型の適用検討

民間の高度な技術力を活用する観点から、技術提案評価型A型の適用について以下にその具体例を示す。

表 2-2 技術提案評価型A型の適用可否を検討する工事の具体例

工 種	工事条件
橋 梁	橋梁形式の選定により、ライフサイクルコストの縮減が期待できる。特殊な架設工法や桁端部の防水性を必要とする鋼橋上部工事で企業の技術力活用の余地が高い。

※上記は一例であり、技術提案評価型A型の適用については、工事条件等考慮し適宜検討する。

#### (2) 総合評価落札方式のタイプ選定手順

総合評価落札方式のタイプ選定は、図 2-2 を参考に適切に設定すること。また、総合評価落札方式適用タイプ選定は図 2-3 を参考にすることができる。

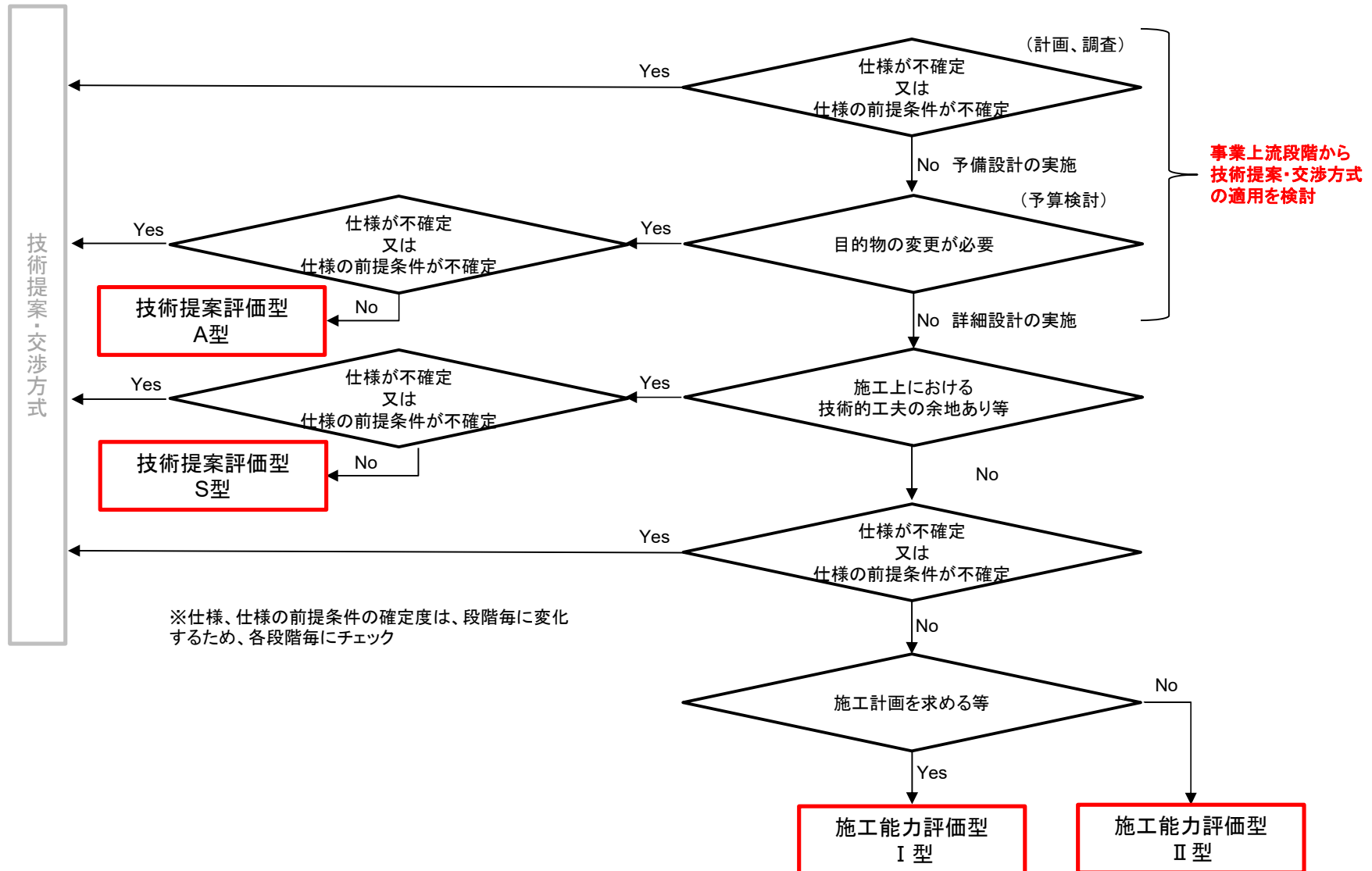


図 2-2 総合評価落札方式のタイプ選定フロー (参考)

		※1	※2	※3	以下は※1をベースに作成					
		W T O 基準額	W T O 基準額	W T O 基準額						
工事規模 (予定価格 (億円))	本官	A	A	A	I	II	III	IV	V	VI
		2.9								
		2.3	B	1.4						
	分任官	1.0	B	0.6						
		C	C							
				0.42						
					I II III IV V VI					
					工事技術的難易度					

- ※1 港湾等土木、港湾等しゅんせつ、空港等土木
- ※2 空港等舗装
- ※3 港湾等鋼構造物

図 2-3 総合評価落札方式のタイプ選定マトリックス図 (参考)

## 2-2 総合評価落札方式の事務の効率化

### 2-2-1 段階的選抜方式の検討

#### ○基本的な考え方

段階的選抜方式は、品確法第16条に規定された方式であり、技術資料（同種工事の実績等）や簡易な技術提案に基づく絞り込み（一次審査）を行った後に、詳細な技術提案の提出やヒアリングを求め、契約の相手方を決定（二次審査）するというものである。これにより、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減及び期間の短縮、受注者には技術提案作成に係る負担の軽減につながることで期待される。

技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることを見込まれる工事においては、段階的選抜方式を活用することにより、受発注者双方の事務量の軽減と適正な審査の確保を図ることが望ましい。

なお、本方式は、品確法に基づく「基本方針」（公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（平成26年国土交通省告示第1040号））において一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができるものとされている。

一般競争入札方式の総合評価落札方式において段階的選抜方式を実施するに当たっては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第76条の「入札に関する条件」として、一次審査において一定の技術水準に達していない競争参加者が行った入札を無効とする条件を設定し、入札公告及び入札説明書において、その旨を明らかにするものとする。

この場合、競争参加資格を確認した後、一次審査結果を競争参加者に通知した上で、二次審査に必要な技術資料を提出させ、評価を行うものとする。また、競争参加資格を有する者であれば、入札自体を行うことができるものの、一次審査結果が一定の技術水準に達していない場合は、その者がした入札は無効となることに留意するものとする。

#### ○対象工事

技術提案評価型を適用する工事のうち、技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることを見込まれる工事を対象とする。

また、施工能力評価型Ⅰ型を適用する工事のうち、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号）記1に定める対象工事（以下「同時提出型」という。）を除き、ヒアリングを求める競争参加者数が増えることを見込まれる工事を対象とすることができるものとする。施工能力評価型Ⅱ型を適用する工事は対象としない。

### ○評価項目及び評価基準の考え方

一次審査及び二次審査の評価項目や評価基準を明らかにし、手続きの透明性及び公正性の確保を図るものとする。

一次審査（指名されるために必要な要件）の評価項目は、競争参加者及び発注者双方の負担軽減の観点から、企業の能力等及び技術者の能力等とすることが望ましい。具体的には、企業の工事实績、技術者の施工実績、企業及び技術者の工事成績評定点、優良工事表彰、優良工事技術者表彰をそれぞれ必須項目とすることを基本とする。その他、工事における必要度・重要度に基づき、地域精通度・地域貢献度等の選択項目について、それぞれ適切に設定するものとする。一次審査では、評価点の上位者を二次審査の対象として絞り込む。

二次審査（総合評価に関する事項）の評価項目は、技術提案評価型S型のうちWTO対象工事以外のものについては、一次審査の評価項目のほか、技術提案、配置予定技術者へのヒアリング選択）及び施工体制（選択）とする。また、WTO対象工事及び技術提案評価型A型を適用する工事については、一次審査での評価項目は二次審査（総合評価に関する事項）では評価しない。従って、二次審査の評価項目は、技術提案評価型S型のうちWTO対象工事については、技術提案、ヒアリング及び施工体制（選択）とし、技術提案評価型A型を適用する工事については、技術提案及び施工体制（選択）とする。

なお、技術提案評価型については、品質向上に資する技術提案を評価する。また、技術提案評価型S型を適用する工事における配置予定技術者へのヒアリングは、WTO対象工事以外のものでは、監理能力及び技術提案の理解度（共に選択）について、WTO対象工事では、技術提案の理解度について確認する。

### ○絞り込みの考え方等

絞り込みの基準の設定は、一次審査における評価結果を踏まえた落札可能性等を考慮して行うことなどが考えられる。例えば、過去の実績における落札者の技術評価結果から、一次審査を行った場合に落札者となり得る技術水準を有する者の数を割り出し、基準として設定する（技術提案評価型S型については5～10者程度、技術提案評価型A型については3～5者程度）ことなどが考えられる。

なお、技術提案の採否の通知については、技術提案の評価後、入札書の提出期限の前までに速やかに行うことが望ましい。

### 2-2-2 一括審査方式の活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする「一括審査方式」を適用することができる。

#### ○対象工事

具体的には、以下の条件を満たす工事が対象となる。ただし、施工能力評価型Ⅱ型については、イ) からニ) までの条件をすべて満たせばよいものとする。

- イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ハ) 「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）及び「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号）第3に掲げる工事種別及び同第2第2号の等級区分、「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け運輸省港管第3722号）第7条第1項に掲げる工事種別及び同条第2項の等級区分、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務処理要領について」（平成13年1月6日付け国官会22号）の別紙「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」別表第二に掲げる業種区分及び別表第一に掲げる等級が同じ工事
- ニ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ホ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ヘ) 「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号）別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1「工事技術的難易度評価表」、「請負工事成績評定基準の制定について」（平成22年6月1日付け国港技第27-2号）別添2「工事技術的難易度評価実施基準」別記様式第1(1)「発注時工事技術的難易度評価表」又は「航空局工事成績評定要領」（平成10年3月26日付け空経第238号、空建第47号）別添2「航空局工事技術的難易度評定要領」別記様式第1-1～1-4「工事技術的難易度評価表」のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

○留意事項

一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ・入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
- ・落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

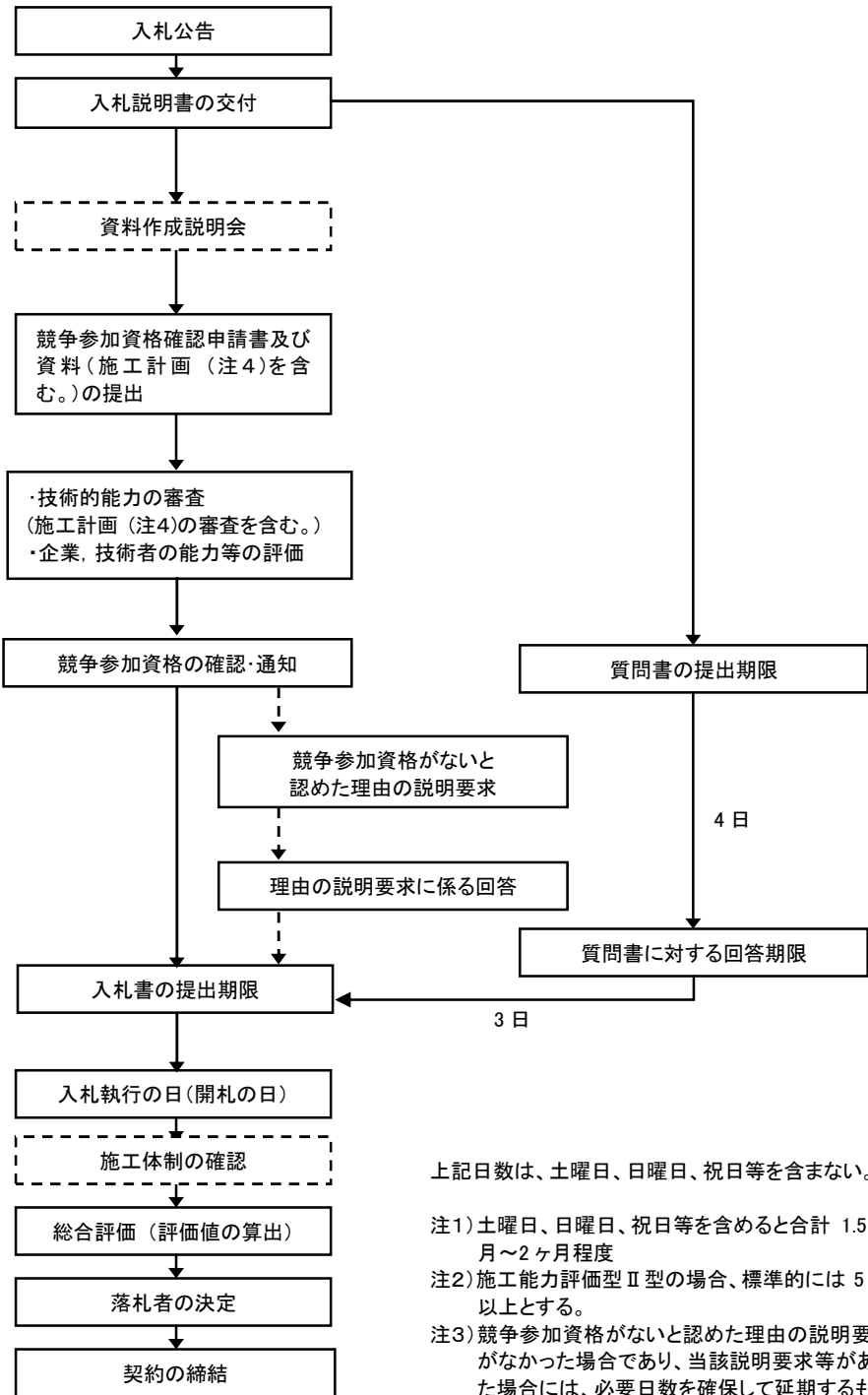
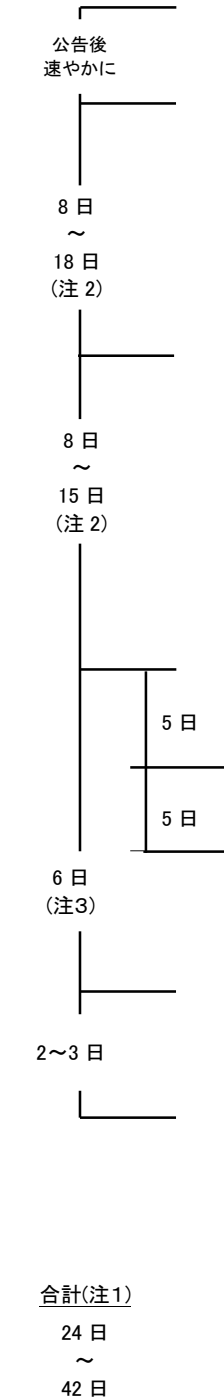
### 2-3 手続きフロー

本節では、総合評価落札方式のタイプごとの手続きフローを示す。フロー中の標準的日数については、個別案件の事情等に応じ適宜設定できるものとする。

2-3-1 施工能力評価型の手続きフロー

(1) 施工能力評価型（施工計画重視型以外）

<標準的日数>



上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含めると合計 1.5 ヶ月～2 ヶ月程度

注2) 施工能力評価型Ⅱ型の場合、標準的には 5 日以上とする。

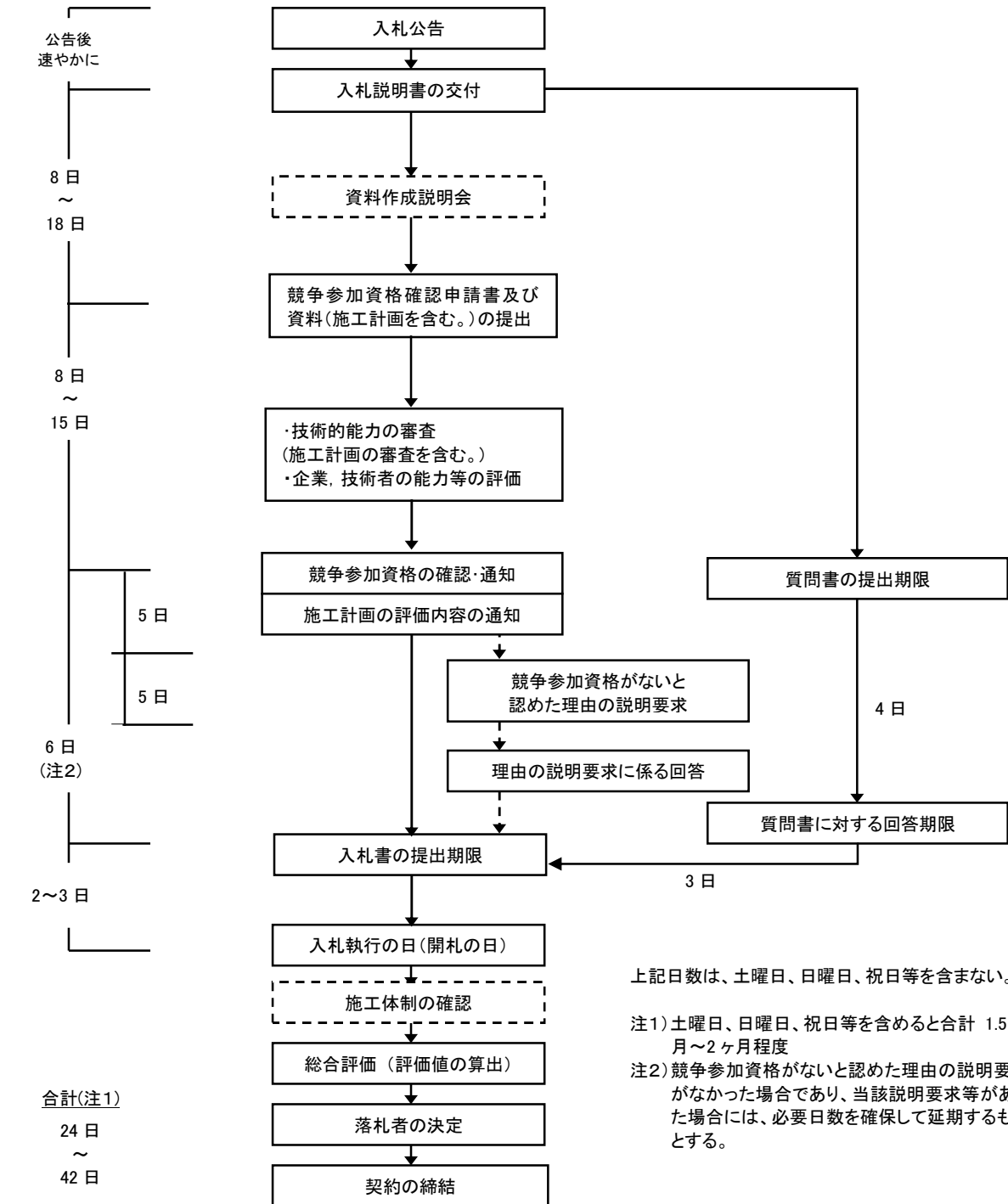
注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

注4) 施工能力評価型Ⅱ型の場合、求めない。

  は必要に応じて実施

(2) 施工能力評価型 I 型（施工計画重視型）

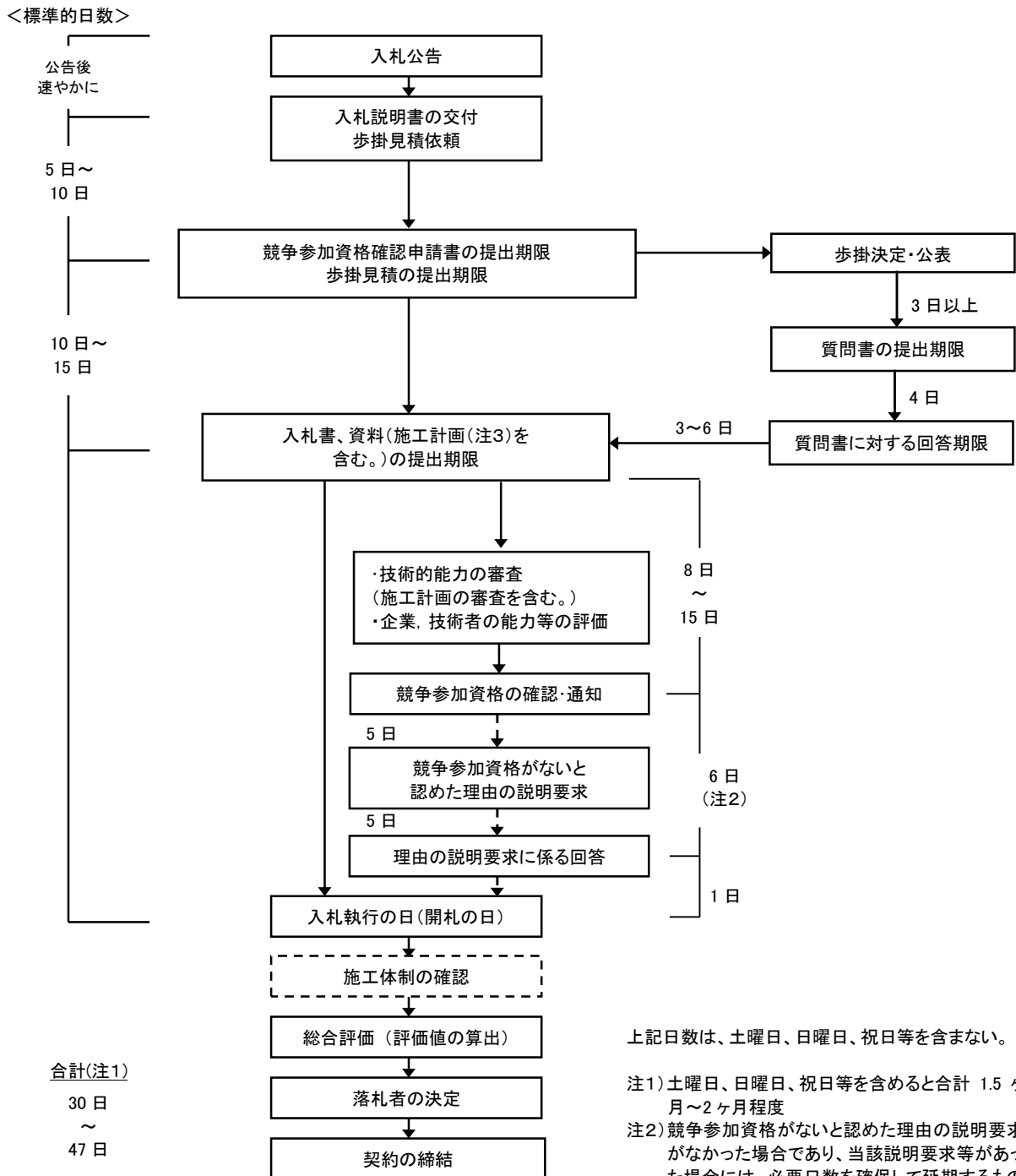
<標準的日数>



--- は必要に応じて実施

(3) 施工能力評価型（歩掛見積有り）

—入札書を同時に提出する場合—  
（施工計画重視型を除く）



は必要に応じて実施

(4) 施工能力評価型（歩掛見積なし）

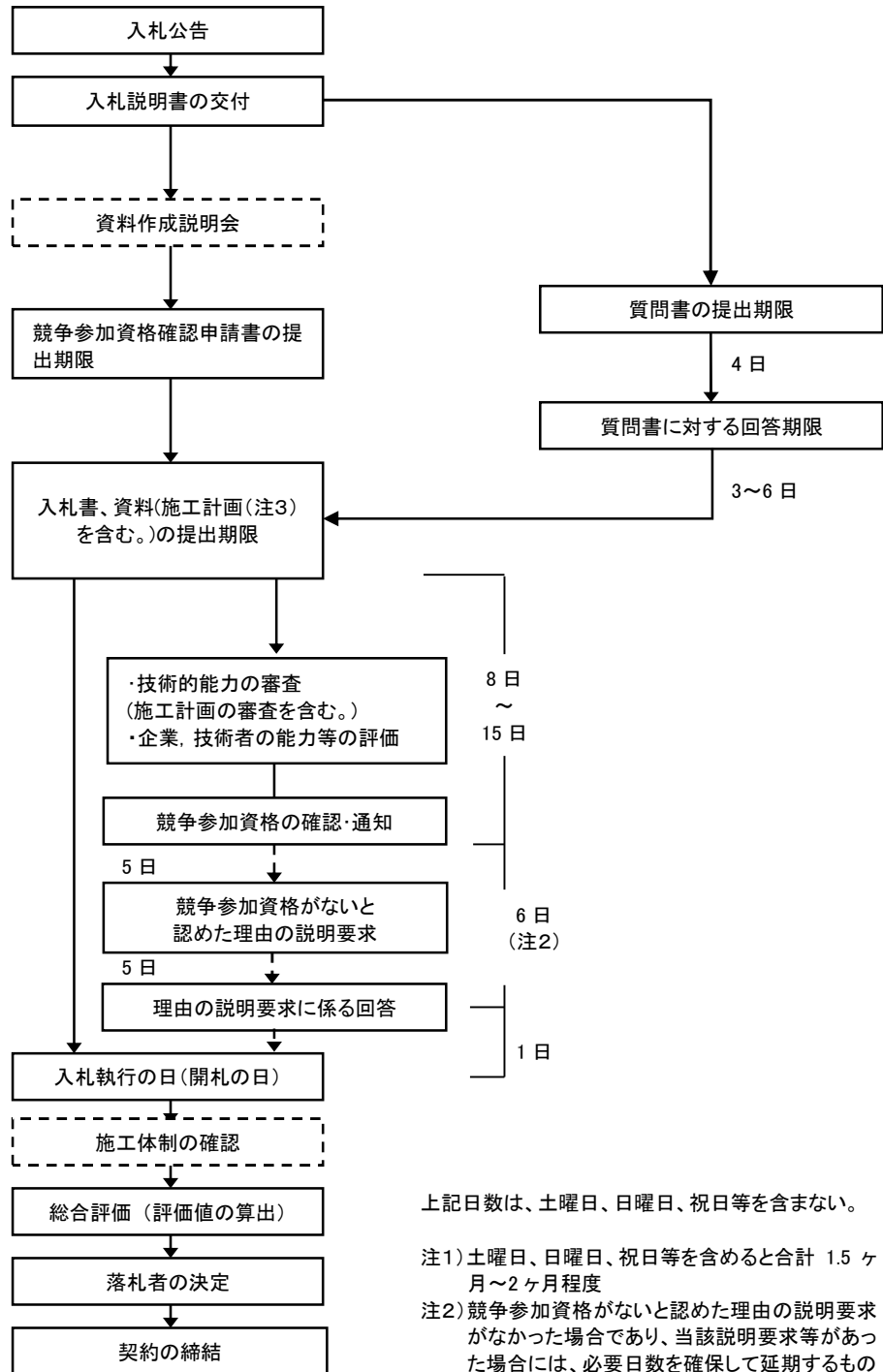
—入札書を同時に提出する場合—  
（施工計画重視型を除く）

<標準的日数>

公告後  
速やかに

5日  
～  
8日

10日  
～  
15日



合計(注1)  
30日  
～  
45日

上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含めると合計 1.5ヶ月～2ヶ月程度

注2) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。

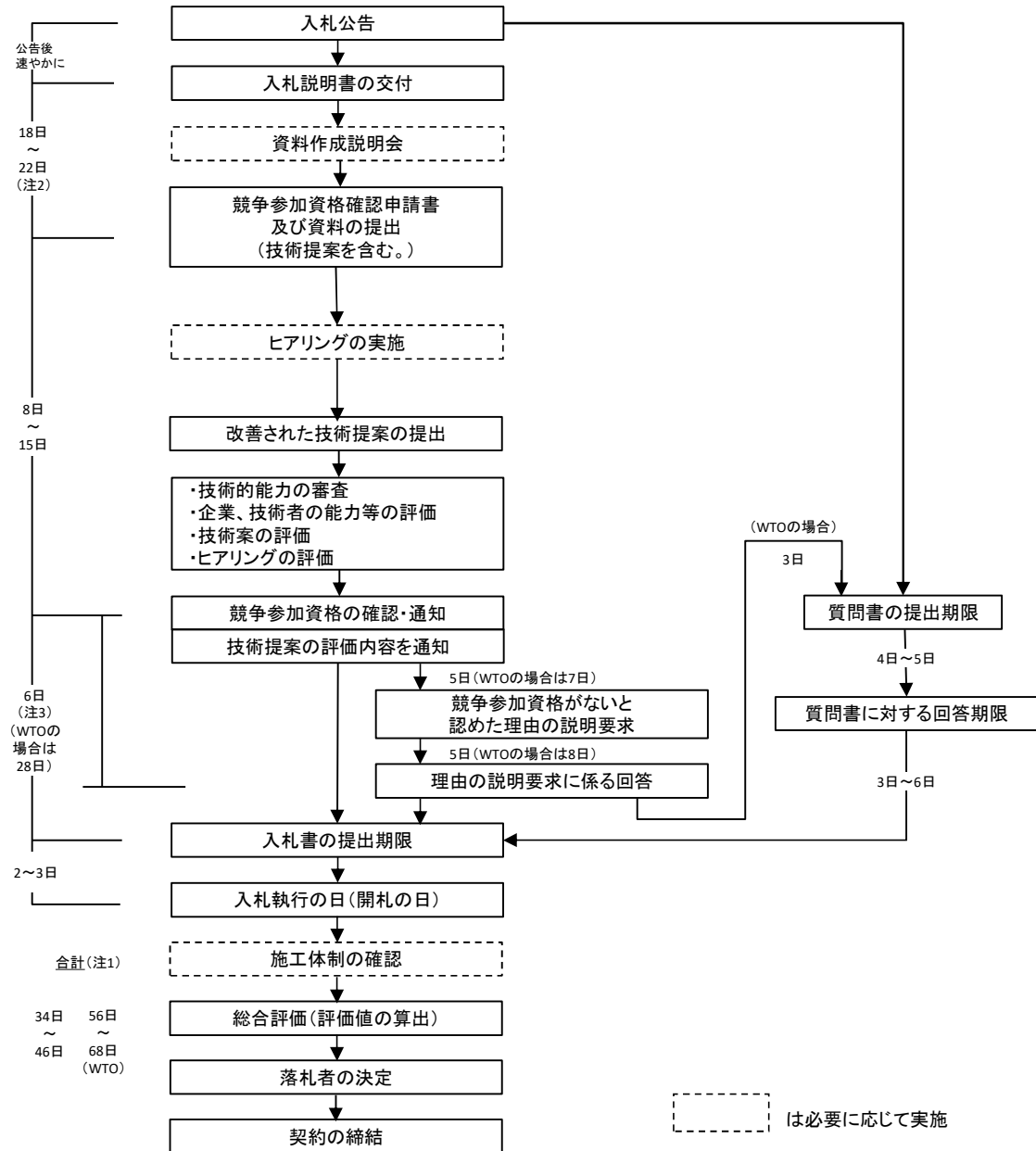
注3) 施工能力評価型Ⅱ型の場合、求めない。

--- は必要に応じて実施

2-3-2 技術提案評価型S型の手続きフロー

(1) 技術提案評価型S型（通常型：段階選抜以外）

〈標準的日数〉



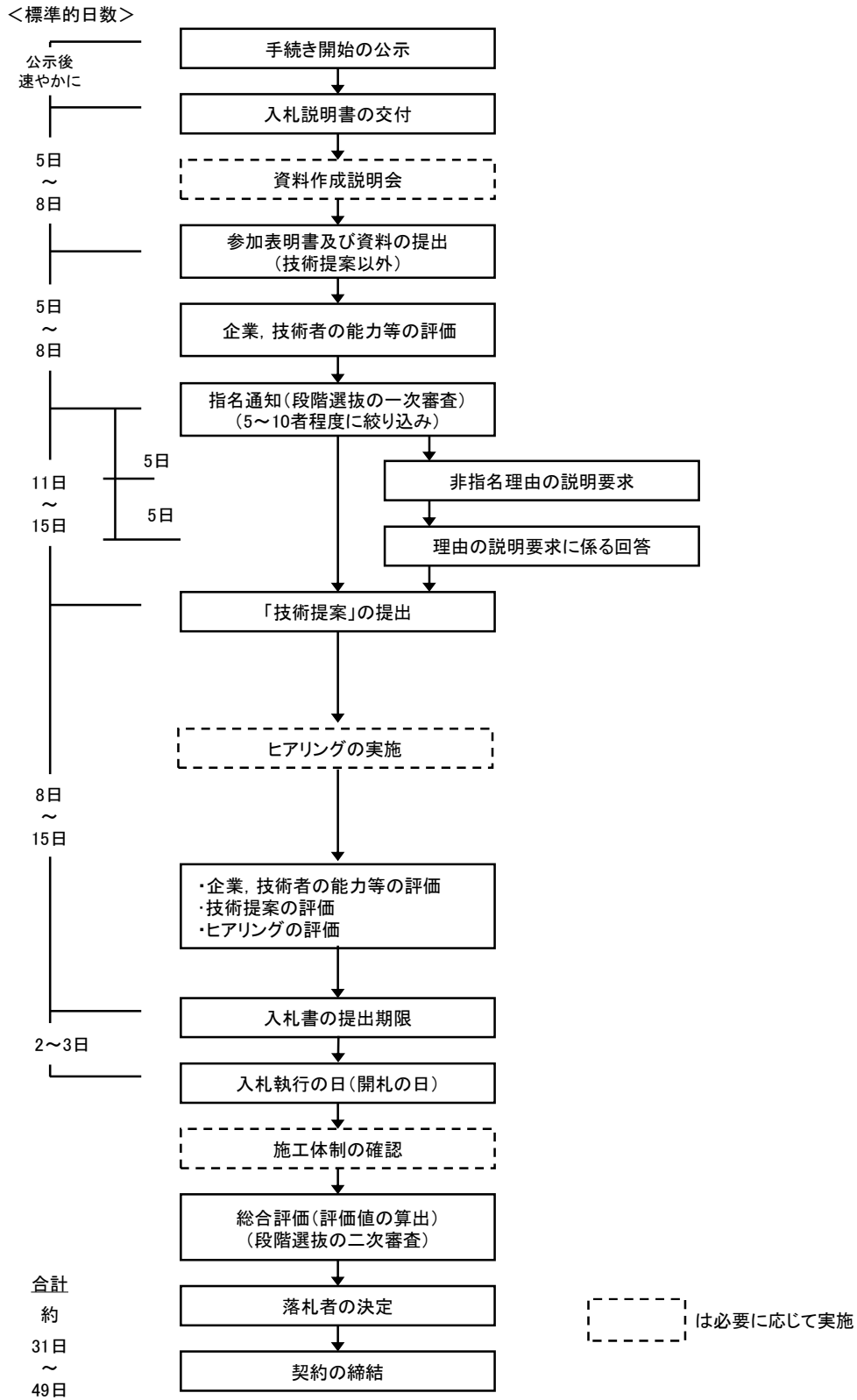
上記日数は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

注1) 土曜日、日曜日、祝日等を含めると合計1.5ヶ月～2ヶ月程度、WTO対象工事は合計2.5ヶ月～3ヶ月程度

注2) 技術提案を求める項目が少なく、かつ、その難易度が低いものについては、当該標準的日数を8日以上として差し支えないものとする。なお、政府調達に関する協定に基づく調達において当該措置を行うとする場合は、事前に本省担当課と協議されたい。〔「総合評価落札方式における手続の簡素化について」(平成23年12月16日付け国港総第506号、国港技第108号)〕

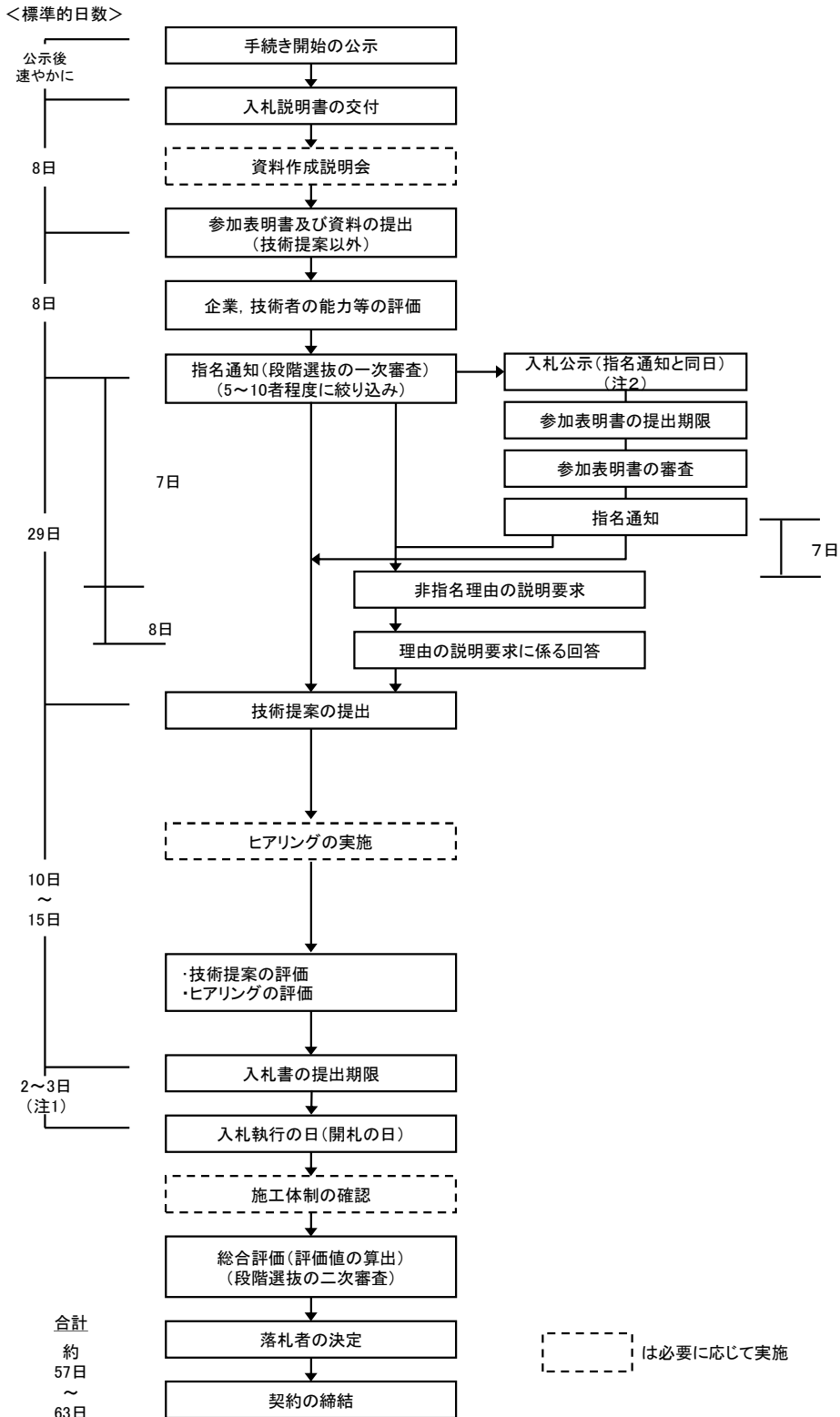
注3) 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求がなかった場合であり、当該説明要求等があった場合には、必要日数を確保して延期するものとする。また、技術提案の評価内容の通知に対する質問期間、回答期間を別途確保する必要がある。

(2) 技術提案評価型S型（段階選抜：WTO以外）



上記日数は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。  
日曜日、土曜日、祝日等を含めると合計1.5ヶ月~2ヶ月程度

(3) 技術提案評価型S型（段階選抜：WTO）

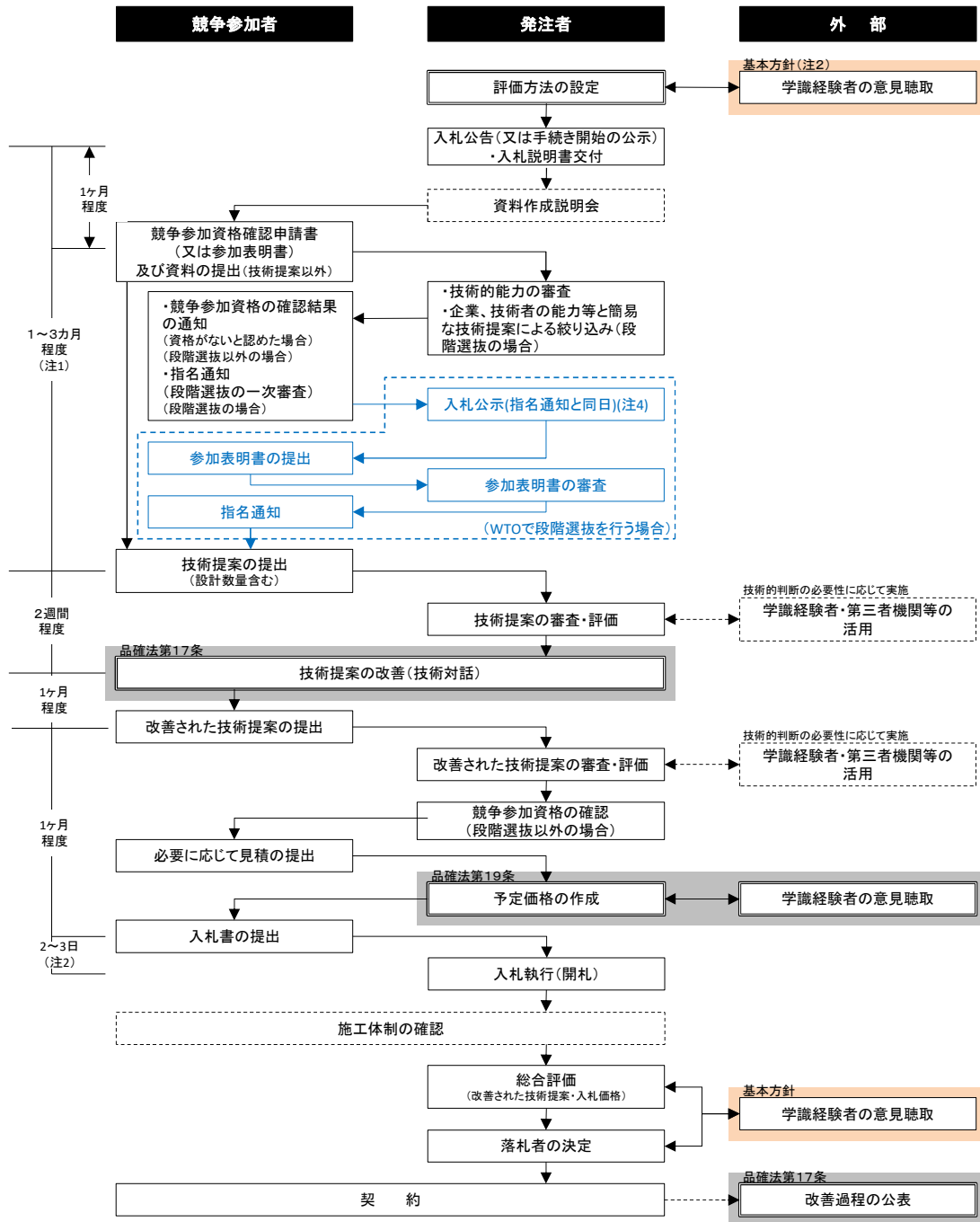


上記日数は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注1 日曜日、土曜日、祝日等を含めると、合計2.5ヶ月~3ヶ月程度

注2 WTOで段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和55年政令第300号)第7条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に公示をしなければならないことに留意すること。

2-3-3 技術提案評価型 A 型の手続きフロー



上記日数は、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注1) A I 型及びA II 型の場合は2～3ヶ月程度、A III 型の場合は1～2ヶ月程度を基本とする。なお、A III 型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

注2) 基本方針：公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成 26 年 9 月 30 日閣議決定)

注3) WTO で段階的選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)第7条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に公示をしなければならないことに留意すること。

注) 競争参加資格の確認結果の通知又は指名通知を行った後、競争参加資格がないと認めた理由又は非指名理由についての説明を求められることができるものとし、当該説明要求申立て期間(7 日)については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

## 2-4 入札説明書への記載

一般競争入札において、公告後速やかに交付する入札説明書に明示すべき事項の例（段階選抜方式以外の場合）を以下に示す。

### 2-4-1 総論

- (a) 工事概要
  - ・ 総合評価落札方式の適用の旨
  - ・ 各種試行方式（施工体制確認型等）の適用の旨
- (b) 競争参加資格（入札参加要件）
  - ① 企業及び配置予定技術者（技術指導者）が同種工事の施工実績を有すること
  - ② 企業及び配置予定技術者（技術指導者）の同種工事の工事成績評点が65点以上であること
  - ③ 配置予定技術者が求める資格を保有していること
  - ④ 技術提案が適切であること
- (c) 総合評価に関する事項
  - ① 入札の評価に関する基準
    - ・ 評価項目
    - ・ 評価基準
      - ・ 評価項目ごとの評価基準
      - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値【技術提案評価型】
    - ・ 得点配分
  - ② 総合評価の方法
  - ③ 落札者の決定方法
  - ④ 評価内容の担保【技術提案評価型】
    - ・ 技術提案内容の不履行の場合における措置  
（再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）
- (d) 競争参加資格の確認等
  - ① 提出を求める技術資料
  - ② 配置予定技術者のヒアリングの有無
  - ③ 競争参加資格確認結果の通知
  - ④ 技術提案の採否の通知
- (e) 予定価格算定時における施工計画の活用方法【技術提案評価型A型】
- (f) 入札及び開札の日時
- (g) 提案値の変更に関する事項
  - ・ 施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱

(h) その他（技術資料の提出様式等）

※ 技術提案評価型A型に関する詳細については、「3-5 技術提案評価型A型におけるその他手続き・留意事項」を参照のこと。

※『段階選抜方式』を試行する場合は、「一次審査（＝指名されるために必要な要件）」と「二次審査（＝総合評価に関する事項）」それぞれに係る事項を区分して明示する。

#### 2-4-2 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

例えば、複数提案（1つの提案項目に複数の着目対象について提案を記載するもの）がされた場合は当該項目については加点評価対象としないこととする。これにより難しい場合は、当該項目については最も評価が低い提案で評価することとするなど、複数提案を誘発しない評価方法とする。また、過度なコスト負担を要する提案（いわゆる「オーバースペック」）については優れた提案であっても優位に評価しないこととする。

### **3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目**

本章では、総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目について基本的な考え方や評価基準及び得点配分の設定例などを示す。なお、運用にあたっては、本ガイドラインを参考に地域の実情に応じて柔軟に対応できるものとする。

### 3-1 競争参加要件と総合評価項目

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと、総合評価の評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化することとしている。現在、企業評価のあり方、各評価段階での役割分担を検討しているところであり、以下は競争参加資格要件、段階選抜及び総合評価の役割分担の案である。※各タイプの具体的な項目設定案については、表 3-1～表 3-3 を参照。

表 3-1 競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型）

資格要件・評価項目		施工能力評価型Ⅰ型			施工能力評価型Ⅱ型		
		参加要件	段階選抜	総合評価	参加要件	段階選抜	総合評価
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○	段階選抜方式は実施しない	○
	工事成績	○	○	○	○		○
	表彰	×	○	○	×		○
	当該工事に使用する作業船の保有状況	×	△	△	×		△
	当該工事に使用する作業船の環境性能に関する達成状況	×	△	△	×		△
	関連分野での技術開発の実績、新技術の活用	×	△	△	×		△
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	×	△	△	×		△
	技能者の配置状況、技術提案力の評価	×	△	△	×		△
	その他	×	△	△	×		△
技術者の能力等	資格	○	△	△	○	△	
	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	
	工事成績	○	○	○	○	○	
	表彰	×	○	○	×	○	
	継続教育(CPD)の取組状況	×	△	△	×	△	
	その他	×	△	△	×	△	
	監理能力(ヒアリング)	×	△	△	×	×	
地域精通度・貢献度	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	△	△	△	△
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	△	△
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績、企業BCP、作業船の保有状況		×	△	△	×	△
	ボランティア活動等		×	△	△	×	△
	その他		×	△	△	×	△
施工計画	施工計画		○	×	×※	×	×
	施工計画の理解度(ヒアリング)		△	×	△	×	×
その他	施工体制	品質確保の実効性	×	×	△	×	△
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	△
	手持ち工事量		△	×	×	△	×

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※施工計画重視型については、総合評価において評価するものとする。

表 3-2 競争参加資格要件と総合評価項目案（技術提案評価型 S 型）

資格要件・評価項目		技術提案評価型 S 型(WTO 以外)			技術提案評価型 S 型(WTO)			
		参加要件	段階 選抜	総合 評価	参加要件	段階 選抜	総合評 価 <sup>※1</sup>	
企業 の 能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	×	
	工事成績	○	○	○	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>	×	
	表彰	×	○	○	×	○ <sup>※2</sup>	×	
	当該工事に使用する作業船の保有状況	×	△	△	×	△	×	
	当該工事に使用する作業船の環境性能に関する達成状況	×	△	△	×	△	×	
	関連分野での技術開発の実績、新技術の活用	×	△	△	×	△	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO 等)	×	△	△	×	△	×	
	技能者の配置状況、技術提案力の評価	×	△	△	×	△	×	
	その他	×	△	△	×	△	×	
技術者 の 能力等	資格	○	△	△	○	△	×	
	同種工事の施工実績	○	○	○	○	○	×	
	工事成績	○	○	○	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>	×	
	表彰	×	○	○	×	○ <sup>※2</sup>	×	
	継続教育(CPD)の取組状況	×	△	△	×	△	×	
	その他	×	△	△	×	△	×	
	監理能力(ヒアリング)	×	△	△	×	△	×	
地域精通度・貢献度	地理的 条件	本支店営業所の所在地	△	△	△	×	△	×
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	×	△	×
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	×	△	×
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績、企業 BCP、作業船の保有状況		×	△	△	×	△	×
	ボランティア活動等		×	△	△	×	△	×
	その他		×	△	△	×	△	×
技術提案	技術提案		○	×	○	○	×	○
	技術提案の理解度(ヒアリング)		△	×	△	△	×	△
その他	施工 体制	品質確保の実効性	×	×	△	×	×	△
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	×	△
	手持ち工事量		△	×	×	×	×	×

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

- ※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。
- ※1 WTO 対象工事で段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、ヒアリング及び施工体制（選択）のみを評価項目とすることを原則とする。
- ※2 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。
- ※3 段階選抜では技術提案を求めないことを原則とするが、必要に応じて技術提案を求めることを可能とする。

表 3-3 競争参加資格要件と総合評価項目案（技術提案評価型 A 型）

資格要件・評価項目		技術提案評価型 A型(WTO 以外)			技術提案評価型 A型(WTO)			
		参加要件	段階選抜	総合評価 <sup>※1</sup>	参加要件	段階選抜	総合評価 <sup>※1</sup>	
企業 の 能力 等	同種工事の施工実績	○	○	×	○	○	×	
	工事成績	○	○	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>	×	
	表彰	×	○	×	×	○ <sup>※2</sup>	×	
	当該工事に使用する作業船の保有状況	×	△	×	×	△	×	
	当該工事に使用する作業船の環境性能に関する達成状況	×	△	×	×	△	×	
	関連分野での技術開発の実績	×	△	×	×	△	×	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO 等)	×	△	×	×	△	×	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	×	×	△	×	
	その他	×	△	×	×	△	×	
技術 者 の 能力 等	資格	○	△	×	○	△	×	
	同種工事の施工実績	○	○	×	○	○	×	
	工事成績	○	○	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>	×	
	表彰	×	○	×	×	○ <sup>※2</sup>	×	
	継続教育(CPD)の取組状況	×	△	×	×	△	×	
	その他	×	△	×	×	△	×	
	監理能力(ヒアリング)	×	△	×	×	△	×	
地域 精 通 度 ・ 貢 献 度	地理 的 条 件	本支店営業所の所在地	△	△	×	×	△	×
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	×	×	△	×
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	×	×	△	×
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績、企業BCP、作業船の保有状況		×	△	×	×	△	×
	ボランティア活動等		×	△	×	×	△	×
	その他		×	△	×	×	△	×
技術 提 案	技術提案		○	△	○	○	△	○
	技術提案の理解度(ヒアリング)		○ <sup>※3</sup>	×	○ <sup>※3</sup>	○ <sup>※3</sup>	×	○ <sup>※3</sup>
そ の 他	施 工 体 制	品質確保の実効性	×	×	△	×	×	△
		施工体制確保の確実性	×	×	△	×	×	△
	手持ち工事量		△	×	×	×	×	×

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

- ※ WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。
- ※1 段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」（選択）は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案と施工体制（選択）のみを評価項目とする。
- ※2 海外企業を同等に評価することが困難な場合は、必須条件とはしない。
- ※3 ヒアリングは実施するが、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術提案を審査・評価）。

### 3-2 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）

技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

なお、技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査対象に加えるものとする。

また、段階選抜方式を試行的に実施する場合には、「企業的能力等」、「技術者の能力等」に係る事項の評価結果（評価点）に基づき、5～10者程度に絞り込むこととする。技術提案評価型A型については、必要に応じて、「簡易な技術提案」を求め、「企業的能力等」及び「技術者の能力等」と合わせて評価し、3～5者程度に絞り込むこととする。選抜されなかった者については、入札を認めない。

#### (1) 「施工能力評価型」及び「技術提案評価型」の企業・技術者の能力等

##### ○同種工事の施工実績

- ・CORINS等のデータを活用し、確認・審査する。
- ・過去〇〇年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関（海外の発注機関を含む）の工事を含む）を対象とする。

なお、全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。

ただし、工事難易度が低いと地方整備局副局長、次長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば施工面積（何㎡以上）、浚渫土量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。  
「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成22年3月29日付け 国港総第1050-1号、国港技第77-1号）参照
- ・配置予定技術者（技術指導者）の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

##### ○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

**○資格**

- ・ 要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を、当該工事に専任で配置する。
- ・ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

**(2) 施工能力評価型（I型）における施工計画**

**○施工計画（標準タイプ）**

- ・ 施工能力評価型 I 型で求め、他のタイプでは求めない。
- ・ 標準タイプにおいては、発注者が示す仕様に基づき施工する上でどういう点に配慮して工事を施工するか（施工上配慮すべき事項）について、特に重要と考えられる工種に係る施工方法について記述を求める。または、これに代えて、環境対策等、特に配慮すべき事項について記述を求める。
- ・ 必要に応じて、記述に当たっての視点などを明示し、それらについて記述を求める。
- ・ 標準タイプにおいては、記述量はA4・1～2枚を基本とする。
- ・ 標準タイプの評価基準においては、現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述の適切性を二段階で審査し、原則、記述が適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。「不可」の場合は不合格（競争参加資格を認めない）とする。
- ・ 施工計画の理解度に係る配置予定技術者へのヒアリングを施工計画の代替とすることも可能とする。

（参考）施工能力評価型 I 型（標準タイプ）における施工計画の評価基準

**【入札説明書記載例】**

項 目	評価基準
○○○○方法	記載された施工計画が、適切なものであるかを評価する（港湾工事共通仕様書「第1編1-1-5施工計画1.(6)施工方法」に関する具体の手順、工法等の適切性を評価。） 可／不可2段階で評価し、不可の場合は不合格とする。

【入札説明書記載例】（入札説明書別添資料に記載）

評価	評価基準	通知内容	
可	・適切に記載されている。	○	実施義務あり。
不可	・不適切である。 ・白紙又は未提出であった場合 ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合	×	不合格

○施工計画（施工計画重視型）

- ・厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある案件については、施工計画の評価を点数化する「施工計画重視型」の適用も可とする。
- ・施工計画重視型においては、発注者が示す仕様に基づき施工する上でどのような点に配慮して工事を施工するか（施工上配慮すべき事項）について、特に重要と考えられる工種に係る施工方法や環境対策等、特に配慮すべき事項について1項目以上記述を求める。
- ・必要に応じて、記述に当たっての視点などを明示し、それらについて記述を求める。
- ・施工計画重視型においては、記述量は1項目あたりA4・1～2枚程度を基本とする。
- ・施工計画の評価は総合評価の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とする。
- ・施工計画重視型の評価基準においては、項目毎に、例えば、優／良／可／不可の4段階の点数化で評価する。なお、5段階以上で評価することもできるものとする。
- ・施工計画の理解度に係る配置予定技術者へのヒアリングを施工計画の代替とすることも可能とする。

○配置予定技術者の施工計画の理解度（ヒアリング）（「標準タイプ」「施工計画重視型」共通事項）

- ・配置予定技術者の監理能力及び施工計画の適切性（配置予定技術者の施工計画に対する理解度）を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。
- ・現場条件を踏まえて配慮すべき事項の説明の適切性を二段階で審査し、原則、

適切であれば「可」とし、不適切あるいは未記載であれば「不可」として工事の確実な施工に資するか否かを審査する。「不可」の場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とする。

**(3) 技術提案評価型における技術提案**

- ・技術提案の評価は総合評価の段階で行うが、内容が不適切あるいは未記載である場合は不合格（競争参加資格を認めないこと）とする。
- ・求める技術提案の内容等、詳細については、「3-3-2 評価項目及び評価方法」を参照のこと。

### 3-3 総合評価項目の審査・評価

#### 3-3-1 評価項目及び配点の基本的な考え方

##### (1) 評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型（Ⅰ型（標準タイプ）（施工計画重視型）（チャレンジ型）、Ⅱ型）及び技術提案評価型（S型（標準タイプ）（チャレンジ型）、AⅠ型、AⅡ型、AⅢ型）の各タイプに関わらず、以下に示す観点に基づき、公共工事の品質向上・確保に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質向上・確保のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

- ① 企業の能力等
- ② 技術者の能力等
- ③ 地域貢献度・精通度等（必要に応じ設定）
- ④ 技術提案（施工計画）

「①企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。

「②技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接係わる配置予定技術者（技術指導者）が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。配置予定技術者（技術指導者）の施工経験や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

「③地域貢献度・精通度等」は、その地域で工事を円滑に実施する能力を評価するものである。地域内における本支店、営業所の所在や近隣地域での施工実績の有無、災害協定等に関する事項、ボランティア活動など地域特性に応じて適切に設定し評価する。

「④技術提案（施工計画）」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべ

き事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

## (2) 配点

配点の基本的な考え方は以下の通りである。

- ・総合評価は品質確保・向上の観点に特化する。
- ・品質確保の観点からは、企業に蓄積する技術力、工事の支援体制等が重要である一方、監理技術者の能力が重要であることから、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、競争参加資格要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・協定に基づく活動の実態、近隣地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係ある項目について必要に応じて設定し、企業及び技術者の能力等とは別に評価する。
- ・施工能力評価型（I型）で求める施工計画は、原則、「可」「不可」の二段階で評価する「標準タイプ」を基本とする。また、工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事に対し「施工計画重視型」の適用、実績評価の比率を下げることにより、担い手確保に資する地域企業の受注機会の確保、あるいは全国的に受注はあるものの当該地域の実績がない企業の受注機会の確保を図ることを目的とした「チャレンジ型」の適用も可とする。
- ・技術提案評価型では、品質向上の観点から、技術提案の配点を高く設定する。なお、S型適用案件（WTO除く）のうち、実績評価の比率を下げることにより、担い手確保に資する地域企業の受注機会の確保、あるいは全国的に受注はあるものの当該地域の実績がない企業の受注機会の確保を図ることを目的とした「チャレンジ型」の適用も可とする。
- ・特に、技術提案評価型A型では、民間の高度な技術力を活用して品質向上を図る観点から、技術提案のみで評価する。
- ・WTO対象工事についても、原則、技術提案のみで評価する。

総合評価落札方式のタイプごとの具体的な配点割合は、表 3-4 に示す。

表 3-4 総合評価落札方式のタイプごとの配点割合

①【施工能力評価型 I 型】

○（I 型：標準タイプ）地域精通度・貢献度等を設定しない場合

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30) <sup>※2</sup>	
	段階選抜対象 40(30) <sup>※2</sup>	
施工計画 <sup>※1</sup> —	企業の能力等 20(15) <sup>※2</sup>	技術者の能力等 20(15) <sup>※2</sup>

○（I 型：地域貢献等追加タイプ）地域精通度・貢献度等を設定する場合

(競争参加資格対象)	総合評価対象 40(30) <sup>※2</sup>		
	段階選抜対象 40(30) <sup>※2</sup>		
施工計画 <sup>※1</sup> —	企業の能力等 16(12) <sup>※2</sup>	技術者の能力等 16(12) <sup>※2</sup>	地域精通度・ 貢献度等 <sup>※3</sup> 8(6) <sup>※2</sup>

※1 施工計画：二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない。

※2 ( )：施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。

※3 地域精通度・貢献度等：評価は 8 点を超えない範囲で必要に応じて設定し、能力等評価点からその分を減ずる。

○（I 型：施工計画重視型）地域精通度・貢献度等を設定しない場合

	総合評価対象 40(30) <sup>※1</sup>	
	段階選抜対象 20(15) <sup>※1</sup>	
施工計画 20(15) <sup>※1</sup>	企業の能力等 10(7.5) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 10(7.5) <sup>※1</sup>

○（I 型：施工計画重視型）地域精通度・貢献度等を設定する場合

	総合評価対象 40(30) <sup>※1</sup>		
	段階選抜対象 20(15) <sup>※1</sup>		
施工計画 20(15) <sup>※1</sup>	企業の能力等 8(6) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 8(6) <sup>※1</sup>	地域精通度・ 貢献度等 <sup>※2</sup> 4(3) <sup>※1</sup>

※1 ( )：施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。

※2 地域精通度・貢献度等を設定する場合：評価は 4 点を超えない範囲で必要に応じて設定し、能力等評価点からその分を減ずる。

○（Ⅰ型：施工計画重視型）チャレンジ型

総合評価対象 30(20) <sup>※1</sup>		
段階選抜対象 10(5) <sup>※1</sup>		
施工計画 20(15) <sup>※1</sup>	企業の能力等 5(2.5) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 5(2.5) <sup>※1</sup>

※1 ( )：施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。

②【施工能力評価型Ⅱ型】

○（Ⅱ型：標準タイプ）地域精通度・貢献度等を設定しない場合

総合評価対象 40(30) <sup>※1</sup>	
企業の能力等 20(15) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 20(15) <sup>※1</sup>

○（Ⅱ型：地域貢献等追加タイプ）地域精通度・貢献度等を設定する場合

総合評価対象 40(30) <sup>※1</sup>		
企業の能力等 16(12) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 16(12) <sup>※1</sup>	地域精通度・ 貢献度等 <sup>※2</sup> 8(6) <sup>※1</sup>

※1 ( )：施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。

※2 地域精通度・貢献度等：評価は8点を超えない範囲で必要に応じて設定し、能力等評価点からその分を減ずる。

③【技術提案評価型S型】

(WTO 以外)地域精通度・貢献度等を設定しない場合

総合評価対象 50～60(40～50) <sup>※1</sup>		
段階選抜対象 20(20) <sup>※1</sup>		
技術提案 30～40(20～30) <sup>※1</sup>	企業の能力等 10(10) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 10(10) <sup>※1</sup>

(WTO 以外)地域精通度・貢献度等を設定する場合

総合評価対象 50～60(40～50) <sup>※1</sup>			
段階選抜対象 20(20) <sup>※1</sup>			
技術提案 30～40(20～30) <sup>※1</sup>	企業の能力等 8(8) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 8(8) <sup>※1</sup>	地域精通度・ 貢献度等 <sup>※2</sup> 4(4) <sup>※1</sup>

### 3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目

#### (WTO 以外) チャレンジ型

総合評価対象 40～50(30～40) <sup>※1</sup>		
段階選抜対象 10(10) <sup>※1</sup>		
技術提案 30～40(20～30) <sup>※1</sup>	企業の能力等 5(5) <sup>※1</sup>	技術者の能力等 5(5) <sup>※1</sup>

※チャレンジ型: 担い手確保に資する地域企業の参加が想定される工事や、その他実績評価の比率を下げることにより、受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。

※1 ( ) : 施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。

※2 地域精通度・貢献度等を設定する場合: 評価は 4 点を超えない範囲で必要に応じて設定し、能力等評価点からその分を減ずる。(WTO対象及びチャレンジ型の場合は設定しない。)

#### (WTO 対象)

総合評価対象 60	段階選抜対象 30	
技術提案 <sup>※</sup> 60	企業の能力等 <sup>※</sup> 15	技術者の能力等 15

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価するときの配点は、段階選抜で評価をする場合は企業の能力の範囲内で設定することとし、総合評価で評価をする場合は技術提案の評価項目とは別に技術提案の配点の 0.5%以上の整数で設定することとする。

#### ④【技術提案評価型 A 型】

総合評価対象 70(50) <sup>※1</sup>	段階選抜対象 <sup>※3,4</sup> 40or60		
技術提案 <sup>※4</sup> 70(50) <sup>※1</sup>	簡易な技術提案 <sup>※2</sup> 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※1 ( ) : 施工体制確認型でない場合は、( )内の点数とする。

※2 簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価する。簡易な技術提案としては、総合評価で求める技術提案の概要とその実現可能性や実績を求める方法、総合評価で求める数テーマの課題のうち、1 テーマを先行して求める方法等が考えられる。

※3「企業の能力等」、「技術者の能力等」及び「簡易な技術提案」(選択)は段階選抜方式における一次審査のみで評価することとし、総合評価では評価しない。

※4 ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価するときの配点は、段階選抜で評価をする場合は企業の能力の範囲内で設定することとし、総合評価で評価をする場合は技術提案の評価項目とは別に技術提案の配点の 0.5%以上の整数で設定することとする。

### 3-3-2 評価項目及び評価方法

#### (1) 企業・技術者の能力等

##### 【評価項目】

企業・技術者の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業・技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

各評価項目の配点はバランス良く設定するものとするが、必須項目については、品質確保の確実性の観点から、工事特性に応じて配点を高めることが望ましい。

また、地域精通度・貢献度等については、競争参加資格要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・協定に基づく活動の実態、近隣地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係ある項目について必要に応じて設定し、企業及び技術者の能力等とは別に評価する。

※ 技術提案評価型A型においては、企業・技術者の能力等については、段階選抜方式を試行的に実施する場合に、一次審査でのみ評価することとし、二次審査（総合評価）では評価しない。これは、高度な技術提案を評価する観点から、技術提案のみで評価するためである。

また、評価項目と評価基準の例を「3-4 評価基準及び得点配分の設定例」に示す。

##### 【評価方法】

加算点の算出に当たっては、各評価項目の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。配置予定技術者が審査対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査対象に加えるものとする。

#### ○同種工事の施工実績

- ・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。
- ・工事の特性に応じ、「同種性が認められる工事」に数量要件を課さないことにより、小規模工事の実績を配点対象とすることも可能とする。
- ・CORINS等のデータ等を活用し、確認・審査する。
- ・過去〇〇年間における元請けとして完成・引渡しが完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。

- ・評価対象期間に従事した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様とするが、CORINS等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外インフラプロジェクト技術者の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書をもって代えることができる。

### **○工事成績**

- ・企業においては過去○年間、配置予定技術者（技術指導者）においては過去○年間の同じ発注工種区分であって全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注工事の平均点とする。ただし、全地方整備局（港湾空港関係）とすることもなども可能とする。
- ・都道府県等の他の発注機関における工事成績を対象とすることも可能とするが、直轄工事における工事成績評定点との評価方法や平均点等の違いに留意すること。
- ・なお、事前に、当該期間の実績を有する企業、技術者が少ないことがわかっている場合は、必要に応じて適切な対象期間を設定できるものとする。

### **○表彰**

- ・企業においては過去○年間、配置予定技術者（技術指導者）においては過去○年間の、原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、対象期間の延長・短縮及び同じ工種区分に関わらず評価の対象とすることも可能とする。

また、企業の表彰の評価においては、必要に応じ、下請予定者の表彰実績を評価することも可能とする。

- ・企業においては優良工事表彰、配置予定技術者（技術指導者）においては優良工事技術者表彰を基本とする。
- ・局長表彰、事務所長表彰等、表彰主体に応じて評価することも可能とする。

### **○地域精通度・貢献度等**

地域精通度・貢献度等の評価項目は、競争参加資格要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定するものとし、企業及び技術者の能力等とは別に評価する。社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない。また、施工能力評価型Ⅰ型（施

工計画重視型、チャレンジ型)、技術提案評価型S型(WTO)、技術提案評価型S型(チャレンジ型)、技術提案評価型A型には設定しない。

### ○配置予定技術者の資格

- ・競争参加資格要件として求めた資格以外で当該工事に有効な資格がある場合には、資格の内容に応じて評価することも可能とする。

## (2) 配置予定技術者へのヒアリング

総合評価落札方式において、技術者の能力や技術提案の実現性を評価する上で配置予定技術者へのヒアリングは重要な判断要素となる。このため、配置予定技術者へのヒアリングについては、施工能力評価型I型及び技術提案評価型S型においては、配置予定技術者の監理能力又は技術提案(又は施工計画)の理解度を確認する必要がある場合に実施することとする。技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的として必要に応じて実施するものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。なお、それらのヒアリングを実施する場合には、その旨を説明書において明らかにするものとし、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。

また、ヒアリングを実施する場合は、不特定多数の競争参加者を対象にヒアリング日程の調整やその審査を行うことから、その手続きに要する潜在的な負担が大きく、十分な活用がなされていない現状にある。このため、ヒアリングを行うに際し、競争参加者数を絞り込む必要がある場合には、段階的選抜方式を実施できることとし、技術資料(同種工事の実績等)や簡易な技術提案に基づき競争参加者を数者に絞り込んだ後にヒアリングを実施し、競争参加者・発注者双方の負担の軽減を図ることを基本的な考え方とする。

技術提案評価型については、ヒアリングの実施の有無に関わらず、技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において、段階選抜方式の活用を検討する。

総合評価落札方式のタイプ別にヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方を表3-5に示す。

表 3-5 ヒアリングと段階選抜方式の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	A型
ヒアリング	実施しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又はI型においては施工計画S型においては技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合に実施する。 実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。		技術提案に対する発注者の理解度向上を目的として必要に応じて実施。ヒアリング自体の審査・評価は行わない。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。
段階選抜	実施しない	ヒアリングを行う競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施できる	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討する	

※ ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない。

(参考)ヒアリングとタイプ毎の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	II型	I型	S型	A型
適用の有無		配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は施工計画に対する理解度を確保する必要がある場合に実施する	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確保する必要がある場合に実施する	必須
目的	実施しない	・配置予定技術者の監理能力の評価 ・配置予定技術者の施工計画に対する理解度の確認	・配置予定技術者の監理能力の評価 ・配置予定技術者の技術提案に対する理解度の確認	技術対話
対象者		配置予定技術者	配置予定技術者	技術提案の内容を十分理解し、説明できる者
視点		・監理能力 ・施工計画に対する理解度	・監理能力 ・技術提案に対する理解度	技術提案に対する発注者の理解度の向上
評価方法		・監理能力の評価は3段階評価を基本とし、評価結果に応じて技術者の過去の同種工事実績の評価点に係数をかけることとする ・施工計画に対する理解度の評価は2段階評価とし、不可の場合不合格とする	・監理能力の評価及び技術提案に対する理解度に関するヒアリング各々について、3段階評価を基本とし、評価結果に応じて各々、技術者の過去の同種工事実績、技術提案の評価点に係数をかけることとする	ヒアリング自体の評価は行わない(技術提案を評価)

**○配置予定技術者の監理能力（ヒアリング）**

施工能力評価型 I 型及び技術提案評価型 S 型（WTO 対象工事を除く。）において、配置予定技術者の「監理能力」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「監理能力」に関しては、表 3-6 の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、「技術者の能力等」における過去の同種工事实績の評価点に係数を掛けることとする。（表 3-6 技術者ヒアリングにおける評価基準(例)参照）

**○技術提案評価型 S 型における配置予定技術者の技術提案の理解度（ヒアリング）**

技術提案評価型 S 型において、配置予定技術者の「技術提案に対する理解度」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「技術提案に対する理解度」に関しては、表 3-6 の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、技術提案の評価点に係数を掛けることとする。

（表 3-6 技術者ヒアリングにおける評価基準(例)参照）

表 3-6 技術者ヒアリングにおける評価基準(例)

ヒアリング内容	評価の視点	評価基準	係数	
【監理能力】 同種工事実績 (共通)	(役割) ・監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる	十分な監理能力が確認できる ○左記のすべてについて当てはまる	×1.0	技術者の同種工事実績に左記の係数を掛ける ※1)
	(工程管理) ・工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる	一定の監理能力が期待できる ○左記の、少なくとも2つ以上に当てはまる	×0.75	
	(品質管理) ・品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる	上記以外	×0.0	
	(安全管理) ・安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる			
	(関係者との調整) ・調整すべき関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる			
	(同種実績と当該工事との関係) ・同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。			
施工計画 (施工能力評価型I型)	(施工上配慮すべき事項の適切性) ・施工計画に対し、現場条件を踏まえて配慮すべき事項が適切かどうかを判断する	施工上配慮すべき事項が適切である	可	可か不可で評価
		上記以外	不可	
技術提案 (技術提案評価型S型)	(技術提案の理解度) ・技術提案の内容 ・技術提案の効果	技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大現発揮されるために配慮すべき事項が適切である	×1.0	技術提案の評価点に左記の係数を掛ける ※2)
	(施工上配慮すべき事項の適切性) ・技術提案が効果を発揮するために、施工上配慮すべき以下の事項 ・工程管理 ・品質管理 ・安全管理 ・関係者との調整	○左記について、工事特性との関係を踏まえ、説得力を持って説明できる	×0.75	
		技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が発揮されるために配慮すべき事項が適切である ○左記について、一般的に説明できる	×0.0	
		上記以外	×0.0	

※1) 複数の同種工事実績を評価する場合、各々の実績ごとにヒアリングを行い、それぞれの実績に係数を掛ける。  
 ※2) 技術提案を2テーマ求める場合、各々のテーマごとにヒアリングを行い、それぞれの評価点に係数を掛ける。  
 ※「監理能力」及び「技術提案」の評価基準については、必要に応じてさらに細かく基準を設定できるものとする。

### (3) 技術提案評価型S型における技術提案

#### ○求める内容等

技術提案評価型S型では、競争参加者に施工上の工夫等、以下の項目に係る技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

- ・総合的なコストの縮減に関する技術提案
- ・工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
- ・安全対策及び環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

技術提案に係る評価項目については、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定する。この場合、評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、重要な技術的課題を抽出し、特化した提案を競争参加者に求めるとともに、抽出した技術的課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。

技術提案評価型S型の求める技術提案の範囲については、「施工上の工夫に係る提案」とされているところ、新技術の試行を想定した提案テーマ（例：作業船の自動施工等）は設定しないものとする。

技術提案の指定テーマは、工事内容に応じ、1～2テーマを設定することとし、指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に2～5つを基本とする。提案数を越えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する。記述量は、1指定テーマにつきA4×1～2枚程度を基本とする。

#### ○評価方法

技術提案評価型の評価方法としては、技術提案による公共工事の品質向上の程度を評価するべきであるため、安易にキーワードの数により評価したり、競争参加者を選別するために無理に評価に差をつけるのではなく、技術提案による品質への効果を評価し、加算点に反映することとする。そのため、発注者は評価を行うにあたり、標準案による品質を十分に把握しておくことが重要である。

また、性能等に関する提案は、「4-3 技術評価点の算出方法」の数値方式、定性的な評価項目に対する提案は「4-3 技術評価点の算出方法」の判定方式に基づき、提案ごとに、例えば、優/良/可の3段階で評価することを基本とし、4段階以上で評価することもできるものとする。

また、技術提案の加算点は、各提案の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。

## (参考)技術提案評価型S型における技術提案&lt;テーマ設定例&gt;

## 1) 総合的なコストの削減に関する技術提案

指定テーマ	設定理由
ジャケットの長期的な維持管理コストの削減による生産性を向上させる技術提案	本工事で施工するジャケットは、長期的に荷役機械で作業し貨物を取り扱う岸壁の主要な構造物であることから、長期的な耐久性の確保が重要である。

## 2) 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

指定テーマ	設定理由
上部工施工における品質確保方策（品質管理）	上部工の施工にあたっては、潮位、風波、航跡波の影響、控え工の変状防止をはじめとする品質管理への対応が重要である。
供用中のコンテナターミナルの近接施工であることに配慮した施工上の工夫	本工事は、供用中の岸壁に近接する工区において、既設基礎石の先行掘削、長尺である鋼管杭の建込み、支持層までの打設に加え、試験用資機材の設置・撤去が伴う工事である。そのため、供用中の岸壁に対する変位又は損傷への影響に配慮した施工管理が重要である。
改良地盤の品質確保に関する工夫とその効果	本工事は、供用中の高規格コンテナターミナル内において陸上地盤改良工を施工するものである。本工事において施工する陸上地盤改良工は、地震発生時の液状化対策として行うものであり、改良土中における確実な改良体の造成を行うことが重要である。
ハイブリッドケーソンの品質向上に資する施工上の工夫（鋼材溶接の品質向上、コンクリートのひび割れ防止対策、コンクリートの密実性向上）に関する技術提案	本工事で製作するハイブリッドケーソンは、岸壁本体となる重要な大型構造物であり、鋼板、スタッド等の鋼材を溶接した鋼殻に鉄筋コンクリートを一体化して製作し、腐食環境の厳しい海中に設置することから長期的な耐久性に配慮するとともに、製作時の施工管理に際しては情報技術等の活用による品質向上を図ることが重要である。

3) 安全対策及び環境対策等、特に配慮が必要な事項に関する技術提案

指定テーマ	設定理由
排砂時の環境対策（排砂時の騒音及び臭気対策）に係る工夫	排砂場所の一部区域には住宅が隣接しているため、排砂場所によっては作業時間に制約がある。その上で排砂時における騒音や臭気といった環境対策について十分に配慮した施工上の工夫が求められる。
空港運用に支障を与えない安全管理	本工事の施工場所は供用中のエプロンや貨物及び旅客ターミナルに近接しており、工事用車両は多くのGSE車両等が往来する車両通路を通行しなくてはならないことから、空港管理規則等関係法令を遵守して空港運用に支障を与えないために、安全教育の徹底、施工箇所及び工事車両通行経路以外への誤進入の防止、車両の接触事故防止に配慮した安全管理が重要である。
撤去後の消波ブロックの、船上への積み込み作業時における安全対策の工夫	消波ブロック撤去後の船上への積み込み作業においては、狭隘な船上での作業となることから、作業員の接触災害に配慮する必要がある。
土砂運搬時における一般航行船舶に対する安全対策	本工事の土砂運搬経路は、貨物船や漁船・プレジャーボート等の一般航行船舶が輻輳することから、土砂運搬時における一般航行船舶に対する安全対策について提案を求める。

## 4) その他

指定テーマ	設定理由
協力会社を含めた建設現場全体の生産性向上のための現場管理	建設現場の生産性向上を通じて働き方改革を実現し、地域の社会資本整備を担う企業を育成するためには、情報通信機器や情報処理システム等を活用した現場管理業務や現場事務作業の効率化が不可欠である。これらの現場への活用に当たっては、協力会社も含めた協同での取り組みや、協力会社に対する支援が重要である。
本体外、構造物撤去工を効率的に実施するための施工上の工夫	本工事は供用中の岸壁改良工事である。工事の実施にあたっては岸壁での荷役作業に対する影響を低減するとともに、建設現場の働き方改革を目指した生産性の高い施工を実現するため、効率的に工事を実施することが重要である。
浚渫工における生産性及び安全性の向上に配慮した施工方法・施工管理に関する工夫とその効果	本工事の浚渫工においては、主航路上での昼間施工となるため航行船舶の輻輳が顕著であり、さらに比較的掘削層厚が薄い非効率な作業形態であるため、ICTを活用し一般航行船舶への支障を最小化させ作業効率の向上により生産性の向上を図ることが重要である。次に、作業船上での作業において ICT の活用により作業員及びオペレータ等がリアルタイムで危険を察知・回避できる機器等の使用を図り、安全確認の省力化による生産性向上を図ることが重要である。

#### (4) 技術提案評価型A型における技術提案

技術提案評価型A型においては、総合評価項目として、以下の項目について高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案の提出を求め、技術対話（ヒアリング）の実施に先立ち、技術提案の実現性や安全性等について審査を行う。

- 技術提案（定量的及び定性的な評価項目）
  - ・ 総合的なコストの縮減に関する技術提案
  - ・ 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
  - ・ 環境対策等特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案
- 上記技術提案に係る具体的な施工計画

「技術提案（定量的及び定性的な評価項目）」については、数値提案を求める場合は提案値に対する定量的な評価だけではなく、当該提案値を実現するための具体的な施工方法に関する定性的な評価も併せて行うことを基本とする。

また、技術提案に係る評価項目を多数設定することは競争参加者にとって多大な負担となり、技術提案の質も落ちる恐れがあるため、発注者は当該工事の特性を理解した上で、特性に応じて抽出した課題に特化した提案を競争参加者に求めるとともに、抽出した技術的課題の重要度に応じて配点を設定し、技術力の差が加算点に的確に反映されるような評価基準を設定することが重要である。

加算点が低い場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するとともに、提案のインセンティブを高め、優良な技術提案による競争を促進する観点から、技術提案評価型A型の加算点は50点以上に設定することが望ましい。

#### ○評価方法

性能等に関する提案は、「4-3 技術評価点の算出方法」の数値方式、定性的な評価項目に対する提案は「4-3 技術評価点の算出方法」の判定方式に基づき評価することを基本とする。

また、技術提案の加算点は、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合はこの限りではない。

#### (5) 施工体制

いわゆるダンピング受注については、従前から対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入

### 3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目

札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価落札方式として、平成 18 年より当分の間行うこととされている「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行を継続する。（「7-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行」参照）

### 3-4 評価基準及び得点配分の設定例

#### 3-4-1 必須項目の設定例

【施工能力評価型 I 型：標準タイプ】

評価項目		評価基準	配点			
段階選抜	企業 の 能力 等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり 同種性が認められる工事(※2)の実績あり	5点 (4~5点) 0点	5点 (4~5点)	
		②同じ工種区分の 〇年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満 70点未満	2点 0点		
	③表彰(同じ工種区分の過去 〇年間の工事を対象(※4))	表彰あり 表彰なし	3点 0点	3点		
	④その他自由設定項目	(上限を4点(5点)とする)	—	4点 (4~5点)		
	技術者 の 能力 等	⑤過去〇年 間の同種工 事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	8点	8点
				より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	4点	
				同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点	
		⑥同じ工種区分の 〇年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
			75点以上80点未満	5点		
			70点以上75点未満 70点未満	2点 0点		
⑦表彰(同じ工種区分の過去 〇年間の工事を対象(※4))	表彰あり 表彰なし	2点 0点	2点			
⑧その他自由設定項目	(上限を2点とする)	—	2点			
総合 評価	⑨施工計画		施工計画が適切に記載されている 施工計画が不適切である	可 不可	不可の場合、不合格	
	ヒアリング	⑩監理能力	十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	×1.0 ×0.75 ×0.0	⑤の点数に乗じる	
			⑪施工計画	施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不適切である	可 不可	不可の場合、⑨の評価結果に関わらず不合格

$$\blacksquare \text{加算点} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) + ((\text{⑤} \times \text{⑩}) + \text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧})$$

- ※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事  
 ※2: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事  
 ※3: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。  
 ※4: 原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮及び同じ工種区分に関わらず評価の対象とすることも可能とする。  
 ※5:( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【施工能力評価型 I 型：地域貢献等追加タイプ】

評価項目		評価基準	配点			
段階選抜	総合評価 企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	(標準タイプと同じ)	0～4点	4点 (3.2～4点)	16点
		②同じ工種区分の 〇年間の平均成績	(標準タイプと同じ)	0～6点	6点	
		③表彰(同じ工種区分の過去 〇年間の工事を対象)	(標準タイプと同じ)	0～2点	2点	
		④その他自由設定項目	(上限を4点(4.8点)とする)	0～4点 (0～4.8点)	4点 (4～4.8点)	
	技術者の能力等	⑤過去〇年 間の同種工 事実績	同種性・立場 (標準タイプと同じ)	0～6点	6点	16点
		⑥同じ工種区分の 〇年間の平均成績	(標準タイプと同じ)	0～6点	6点	
		⑦表彰(同じ工種区分の過去 〇年間の工事を対象)	(標準タイプと同じ)	0～2点	2点	
		⑧その他自由設定項目	(上限を2点とする)	0～2点	2点	
	⑨地域貢献度・地域精通度等		地域貢献度・地域精通度等に係る項目(適宜設定)(※1)	0～8点	8点	8点
⑩施工計画		施工計画が適切に記載されている ..... 施工計画が不適切である	可 ..... 不可	不可の場合、不合格		
総合評価	ヒアリング	⑪監理能力	十分な監理能力が確認できる ..... 一定の監理能力が期待できる ..... 上記以外	×1.0 ..... ×0.75 ..... ×0.0	⑤の点数に乗じる	
		⑫施工計画	施工計画の説明が適切である ..... 施工計画の説明が不適切である	可 ..... 不可	不可の場合、⑩の 評価結果に関わらず 不合格	

■加算点 = (①+②+③+④) + ((⑤×⑪)+⑥+⑦+⑧) + ⑨

※1: 地域精通度・地域貢献度等の評価項目は、競争参加資格要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定するものとし、企業及び技術者の能力等とは別に評価する。社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない。

※2:( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【施工能力評価型 I 型：施工計画重視型】

評価項目		評価基準	配点			
段階選抜 総合評価	企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績 (標準タイプと同じ)	0～3点 (2.5～3点)	3点	10点	
		②同じ工種区分の〇年間の平均成績 (標準タイプと同じ)	0～4点	4点		
		③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象) (標準タイプと同じ)	0～1点	1点		
		④その他自由設定項目 (上限を2点(2.5点)とする)	0～2点 (0～2.5点)	2点 (2～2.5点)		
	技術者の能力等	⑤過去〇年間の同種工事実績 同種性・立場 (標準タイプと同じ)	0～4点	4点	10点	
		⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績 (標準タイプと同じ)	0～4点	4点		
		⑦表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象) (標準タイプと同じ)	0～1点	1点		
		⑧その他自由設定項目 (上限を1点とする)	0～1点	1点		
	⑨施工計画		極めて優れた施工計画である ..... 優れた施工計画である ..... 一般的な施工計画である ..... 施工計画が不適切である	20点 ..... 10点 ..... 0点 ..... 失格	20点	20点
	ヒアリング	⑩監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	⑤の点数に乗じる	
			一定の監理能力が期待できる	×0.75		
上記以外	×0.0					
⑪施工計画	施工計画の説明が適切である		可	不可の場合、⑨の評価結果に関わらず不合格		
	施工計画の説明が不適切である		不可			

■加算点 = (①+②+③+④) + ((⑤×⑩)+⑥+⑦+⑧) + ⑨

※:( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目

【施工能力評価型 I 型（施工計画重視型：チャレンジ型）】

評価項目		評価基準	配点			
段階選抜	企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	(標準タイプと同じ)	0～3点	3点 (2.75～3点)	5点
		②その他自由設定項目	(上限を2点(2.25点)とする)	0～2点 (0～2.25点)	2点 (2～2.25点)	
	技術者の能力等	③過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場 (標準タイプと同じ)	0～4点	4点	5点
		④その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0～1点	1点	
総合評価	⑤施工計画		極めて優れた施工計画である ..... 優れた施工計画である ..... 一般的な施工計画である ..... 施工計画が不適切である	20点 ..... 10点 ..... 0点 ..... 失格	20点	20点
	ヒアリング	⑥監理能力	十分な監理能力が確認できる ..... 一定の監理能力が期待できる ..... 上記以外	×1.0 ..... ×0.75 ..... ×0.0	⑤の点数に乗じる	
		⑦施工計画	施工計画の説明が適切である ..... 施工計画の説明が不適切である	可 ..... 不可	不可の場合、⑩の評価結果に関わらず不合格	

■加算点 = (①+②) + (③×⑥+④) + ⑤

※:( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【施工能力評価型Ⅱ型：標準タイプ】

評価項目		評価基準	配点		
企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	5点 (4~5点)	5点 (4~5点)	20点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点		
70点未満		0点			
③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※4))	表彰あり	3点	3点		
	表彰なし	0点			
④その他自由設定項目	(上限を4点(5点)とする)	—	4点 (4~5点)		
技術者の能力等	⑤過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	8点	8点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	4点	
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
	⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	8点	8点	
		75点以上80点未満	5点		
		70点以上75点未満	2点		
		70点未満	0点		
	⑦表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象)(※4)	表彰あり	2点	2点	
表彰なし		0点			
⑧その他自由設定項目	(上限を2点とする)	—	2点		

■加算点 = (①+②+③+④) + (⑤+⑥+⑦+⑧)

※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事

※3: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

※4: 原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮及び同じ工種区分に関わらず評価の対象とすることも可能とする。

※5: ( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【施工能力評価型Ⅱ型：地域貢献等追加タイプ】

評価項目		評価基準	配点		
企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	4点 (3.2~4点)	4点 (3.2~4点)	16点
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点		
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	6点	6点	
		75点以上80点未満	4点		
		70点以上75点未満 70点未満	2点 0点		
③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※4))	表彰あり	2点	2点		
	表彰なし	0点			
④その他自由設定項目	(上限を4点(4.8点)とする)	—	4点 (4~4.8点)		
技術者の能力等	⑤過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	6点	6点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	3点	
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
	⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	6点	6点	
		75点以上80点未満	4点		
		70点以上75点未満	2点		
		70点未満	0点		
⑦表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※4))	表彰あり	2点	2点		
	表彰なし	0点			
⑧その他自由設定項目	(上限を2点とする)	—	2点		
⑨地域貢献度・地域精通度等		地域貢献度・地域精通度等に係る項目(適宜設定)(上限を8点とする)(※5)	計8点	8点	8点

■加算点 = (①+②+③+④) + (⑤+⑥+⑦+⑧) + ⑨

- ※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事
- ※2: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事
- ※3: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。
- ※4: 原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮及び同じ工種区分に関わらず評価の対象とすることも可能とする。
- ※5: 地域精通度・地域貢献度等の評価項目は、競争参加資格要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定するものとし、企業及び技術者の能力等とは別に評価する。社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない。
- ※6: ( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【技術提案評価型S型（WTO以外）：標準タイプ】

評価項目		評価基準	配点		
企業 の 能力 等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり 同種性が認められる工事(※2)の実績あり	3点 (2.5~3点) 0点	3点 (2.5~3点)	10点
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	4点 2点 1点 0点	4点	
	③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※5))	表彰あり 表彰なし	1点 0点	1点	
	④その他自由設定項目	(上限を2点(2.5点)とする)	0~2点 (0~2.5点)	2点 (2~2.5点)	
技術者 の 能力 等	⑤過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※4)	4点	10点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事等、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※4)	2点	
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点	
	⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上 75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	4点 2点 1点 0点	4点	
	⑦表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※5))	表彰あり 表彰なし	1点 0点	1点	
	⑧その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0~1点	1点	
⑨技術提案		高い効果が期待できる 効果が期待できる 一般的事項のみの記載となっている	4点 2点 0点	4点 (×5提案 ×2テーマ)	40点 (※3)
ヒアリング	⑩監理能力	十分な監理能力が確認できる 一定の監理能力が期待できる 上記以外	×1.0 ×0.75 ×0.0	⑤の同種工事実績の点数に乗じる	
	⑪技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している 提案を理解している 上記以外	×1.0 ×0.75 ×0.0	⑨の点数に乗じる	

■加算点 = (①+②+③+④) + ((⑤×⑩)+⑥+⑦+⑧) + (⑨×⑪)

※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事

※3: 技術提案が1テーマの場合は30点

※4: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

※5: 原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、延長・短縮及び同じ工種区分に関わらず評価の対象とすることも可能とする。

※6: ( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【技術提案評価型S型（WTO以外）：地域貢献等追加タイプ】

評価項目		評価基準		配点			
段階選抜	企業の能力等	①過去〇年間の同種工事実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	2点 (1.6~2点)	2点 (1.6~2点)	8点	
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点			
		②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	3点	3点		
			75点以上80点未満	2点			
	70点以上75点未満 70点未満		1点 0点				
	③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※5))	表彰あり	1点	1点			
		表彰なし	0点				
	④その他自由設定項目	(上限を2点とする)	0~2点 (0~2.4点)	2点 (2~2.4点)			
	技術者の能力等	⑤過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※4)	3点		3点
				より同種性の高い工事において、担当技術者として従事等、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※4)	1点		
同種性が認められる工事において、担当技術者として従事			0点				
⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績		80点以上	3点	3点			
		75点以上80点未満	2点				
		70点以上75点未満 70点未満	1点 0点				
⑦表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※5))		表彰あり	1点	1点			
		表彰なし	0点				
⑧その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0~1点	1点				
⑨地域貢献度・地域精通度等		地域貢献度・地域精通度等に係る項目(適宜設定)(上限を4点とする)(※6)	4点	4点	4点		
⑩技術提案		高い効果が期待できる	4点	4点 (×5提案 ×2テーマ)	40点 (※3)		
		効果が期待できる	2点				
		一般的事項のみの記載となっている	0点				
ヒアリング	⑪監理能力	十分な監理能力が確認できる	×1.0	⑤の同種工事実績の点数に乗じる			
		一定の監理能力が期待できる	×0.75				
		上記以外	×0.0				
	⑫技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している	×1.0	⑩の点数に乗じる			
提案を理解している		×0.75					
上記以外		×0.0					

■加算点 = (①+②+③+④) + ((⑤×⑪)+⑥+⑦+⑧) + ⑨ + (⑩×⑫)

- ※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事
- ※2: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事
- ※3: 技術提案が1テーマの場合は30点
- ※4: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。
- ※5: 原則、同じ発注工種区分の工事を対象とする。ただし、発注量、企業数、表彰数に応じ、対象期間の延長・短縮及び同じ工種区分に関わらず評価の対象とすることも可能とする。
- ※6: 地域精通度・地域貢献度等の評価項目は、競争参加資格要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定するものとし、企業及び技術者の能力等とは別に評価する。社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない。
- ※7: ( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【技術提案評価型S型（WTO以外）：チャレンジ型】

評価項目		評価基準		配点			
段階選抜 総合評価	企業の 能力等	①過去〇年間の同種工事 実績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	3点 (2.75~3点)	3点 (2.75~3点)	5点	
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点			
		②その他自由設定項目	(上限を2点とする)	0~2点 (0.25~2点)	2点 (2~2.25点)		
	技術者の 能力等	③過去〇年 間の同種工 事実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理 (主任)技術者あるいは現場代理人とし て従事(※4)	4点	4点	5点
				より同種性の高い工事において、担当技 術者として従事等、または、同種性が認 められる工事において、監理(主任)技術 者あるいは現場代理人として従事(※4)	2点		
				同種性が認められる工事において、担当 技術者として従事	0点		
		④その他自由設定項目	(上限を1点とする)	0~1点	1点		
	⑤技術提案			高い効果が期待できる	4点	4点 (×5提案 ×2テーマ)	40点 (※3)
				効果が期待できる	2点		
				一般的事項のみの記載となっている	0点		
ヒアリング	⑥監理能力	十分な監理能力が確認できる		×1.0	③の同種工事实 績の点数に乗じる		
		一定の監理能力が期待できる		×0.75			
		上記以外		×0.0			
	⑦技術提案に対 する理解度	提案を十分に理解している		×1.0		⑤の点数に乗じる	
		提案を理解している		×0.75			
		上記以外		×0.0			

■加算点 = (①+②) + ((③×⑥)+④) + (⑤×⑦)

- ※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等につ  
いて 更なる同種性が認められる工事
- ※2: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事
- ※3: 技術提案が1テーマの場合は30点
- ※4: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認するこ  
とが望ましい。
- ※5:( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

【技術提案評価型S型】WTO

段階選抜		評価項目	評価基準	配点		
①企業の 能力等	過去〇年間の 同種工事 実績	同種性 (※1)	より同種性の高い工事(※2)の実績あり	9点 (8点)	9点 (8点)	15点
			同種性が認められる工事(※3)の実績あり	0点		
		発注者評 価(※4)	高評価(※5)	6点	6点	
			平均的評価(※6)	3点		
			低評価(※7)	0点		
(WLB推進企業)		(WLB推進企業の認定あり)	(1点)	(1点)		
②技術者 の能力等	過去〇年間の 同種工事 実績	同種性・立場 (※1)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※8)	9点	9点	15点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※8)	4点		
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点		
		発注者評価	高評価	6点	6点	
			平均的評価	3点		
	低評価	0点				

※WTO対象工事において段階選抜方式を試行的に実施する場合において、海外実績と国内実績を同等に評価する方法の案である。

※1: 企業・技術者の同種工事実績については、定型様式にて提出させる

※2: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※3: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事

※4: 同種実績の発注者に3段階で評価を依頼。直轄実績がある場合は直轄実績を優先させることも可。

※5: 国交省直轄の成績評定の場合、78点以上

※6: 国交省直轄の成績評定の場合、74点以上 78点未満

※7: 国交省直轄の成績評定の場合、74点未満

※8: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

※9: ( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

総合評価	評価項目	評価基準	配点		
③技術提案		高い効果が期待できる	6点	6点 (×5提案 ×2ターマ)	60点 (61点)
		効果が期待できる	3点		
		一般的事項のみの記載となっている	0点		
④ヒアリング	技術提案に対する 理解度	提案を十分に理解している	×1.0	③の点数 に乗じる	
		提案を理解している	×0.75		
		上記以外	×0.0		
(⑤WLB推進企業)		(WLB推進企業の認定あり)	(1点)	(1点)	

■ 加算点 = (③ × ④) + ⑤

※WTO 対象工事においては、総合評価は技術提案、ヒアリング及び施工体制(選択)のみを評価項目とすることを原則とする。

※( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例。ただし、段階選抜時に評価をした場合、総合評価時には設定しない。

【技術提案評価型A型】WTO以外

段階選抜		評価項目	評価基準	配点	
①企業の 能力等	過去〇年間の同種工事実績		より同種性の高い工事(※1)の実績あり	8点	8点 (7点)
			同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点	
	同じ工種区分の 〇年間の平均成績		80点以上	8点	8点
			75点以上80点未満	5点	
			70点以上75点未満	2点	
表彰(同じ工種区分の過去〇年 間の工事を対象(※4))		表彰あり	4点	4点	
		表彰なし	0点		
(WLB推進企業)		(WLB推進企業の認定あり)	(1点)	(1点)	
②技術者の 能力等	過去〇年間の 同種工事 実績	同種性・立場	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	8点	8点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	4点	
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点	
	同じ工種区分の 〇年間の平均成績		80点以上	8点	8点
			75点以上80点未満	5点	
			70点以上75点未満	2点	
			70点未満	0点	
表彰(同じ工種区分の過去〇年 間の工事を対象)		表彰あり	4点	4点	
		表彰なし	0点		
③ 簡易な技術提案			施工上の課題に対する考え方等	20点	

※ 段階選抜方式を試行的に実施する場合における案である。

※1: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※2: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事

※3: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

※4:( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

総合評価	評価項目	評価基準	配点(係数)	
④技術提案の良否		施工上の課題に対し、最も優位な効果が期待できる	最優	70点
		施工上の課題に対し、優位な効果が期待できる	優	40点
		施工上の課題に対し、効果が期待できる	良	10点
		不適切ではないが、一般事項のみの記載となっている	可	0点
		技術提案が不適切である	不可	(不合格)
			70点 (※4)	

■加算点=④

※5: 施工体制確認型でない場合は、50点を上限とする。

【技術提案評価型A型】WTO

段階選抜		評価項目	評価基準	配点	
①企業の能力等	過去〇年間の同種工事実績	同種性(※1)	より同種性の高い工事(※2)の実績あり	9点 (8点)	9点 (8点)
			同種性が認められる工事(※3)の実績あり	0点	
		発注者評価(※4)	高評価(※5)	6点	6点
			平均的評価(※6)	3点	
低評価(※7)	0点				
(WLB推進企業)		(WLB推進企業の認定あり)	(1点)	(1点)	15点
②技術者の能力等	過去〇年間の同種工事実績	同種性・立場(※1)	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※8)	9点	9点
			より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※8)	4点	
			同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点	
		発注者評価	高評価	6点	6点
平均的評価	3点				
低評価	0点				
③ 簡易な技術提案		施工上の課題に対する考え方等			15点

※ WTO 対象工事において段階選抜方式を試行的に実施する場合において、海外実績と国内実績を同等に評価する方法の案である。

※1: 企業・技術者の同種工事実績については、定型様式にて提出させる

※2: 競争参加資格要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について 更なる同種性が認められる工事

※3: 競争参加資格要件と同様の同種性が認められる工事

※4: 同種実績の発注者に3段階で評価を依頼。直轄実績がある場合は直轄実績を優先させることも可。

※5: 国交省直轄の成績評定の場合、78 点以上

※6: 国交省直轄の成績評定の場合、74 点以上 78 点未満

※7: 国交省直轄の成績評定の場合、74 点未満

※8: 現場代理人経験を監理技術者と同等評価する場合は、監理技術者相当資格の保有を確認することが望ましい。

※9: ( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例

総合評価	評価項目	評価基準	配点(係数)	
④技術提案の良否		施工上の課題に対し、最も優れた効果が期待できる	最優	70点
		施工上の課題に対し、優位な効果が期待できる	優	40点
		施工上の課題に対し、効果が期待できる	良	10点
		不適切ではないが、一般事項のみの記載となっている	可	0点
		技術提案が不適切である	不可	(不合格)
(⑤WLB推進企業)	(WLB推進企業の認定あり)		(1点)	70点 (71点) (※4)

■加算点 = ④ + ⑤

※( )はワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する工事の得点の設定例。ただし、段階選抜時に評価をした場合、総合評価時には設定しない。

## 3-4-2 施工能力評価型及び技術提案評価型S型の選択項目の設定例

## ○企業の能力等について

評価項目	評価基準
当該工事に使用する作業船の保有状況	① 元請が自社保有 <sup>(※1)</sup>
	② 元請が共有 <sup>(※2)</sup>
	③ 保有していない
当該工事に使用する作業船の環境性能に関する達成状況	① 元請が自社保有又は共有している作業船が、環境性能を達成している。 <sup>(※3)</sup>
	② 下請が自社保有又は共有している作業船が、環境性能を達成している。 <sup>(※4)</sup>
	③ 環境性能を達成していない
当該工事の関連分野における技術開発の実績の有無、品質確保に資する技術の活用	① 特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録 <sup>(※5)</sup> 又は港湾関連民間技術評価制度の認定技術があり かつ、工事への適用実績あり
	② 特許権、実用新案権の取得、NETISへの登録 <sup>(※5)</sup> 又は港湾関連民間技術評価制度の認定技術あり
	③ 該当なし
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	① ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済み
	② 認証を未取得
技能者の配置状況等の施工体制	① 施工体制が確保されている
	② 工事の実施に当たり、施工体制が整備されている
技術提案力の評価	① 直近の入札で受注できなかったが、技術提案点数が優れていた者に加点する(1位)
	② 直近の入札で受注できなかったが、技術提案点数が優れていた者に加点する(2位)
	③ 該当無し
配置予定現場従事者(技能者)の表彰(建設マスター(建設ジュニアマスター))	① 「建設マスター」又は「建設ジュニアマスター」の受賞あり
	② 受賞なし
配置予定現場従事者(技能者)の資格(潜水作業管理者)	① 「特別港湾潜水技士」の資格の保有あり
	② 保有なし
インフラDX大賞 <sup>(※6)</sup>	① インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)表彰あり
	② 表彰なし

(※1) 100%自社所有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社が所有する船舶、また、最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う船舶。

### 3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目

- (※2) 当該船舶の所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改良または機能の追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶。
- (※3) 作業船の保有状況にて提示した元請けの作業船(自社又は共有)に設置されている原動機が、海防法施行令第11条の7に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準を満足している。(作業船に設置されている原動機とは、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を撤去し代替えとして設置されたものをいう。)
- (※4) 作業船の保有状況にて提示した下請予定会社の作業船(自社又は共有)に設置されている原動機が、海防法施行令第11条の7に規定する窒素酸化物の放出量に係る放出基準を満足している。
- (※5) NETIS登録技術であっても、当該工事において有効でないと判断される場合は評価の対象外とすることが出来る。
- (※6) 優良工事表彰又は安全管理優良表彰で受賞した工事とインフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)で受賞した同工事について、重複した加点評価は行わない。

#### ○技術者の能力等について

評価項目	評価基準
主任(監理)技術者(技術指導者含む)の保有する資格 <sup>(※1)</sup>	資格要件で求める資格以外で当該工事に有効な資格 <sup>(※2)</sup>
	1級土木施工管理技士または技術士
	2級土木施工管理技士
主任(監理)技術者(技術指導者含む)の保有する資格	「海洋・港湾構造物設計士」の資格の保有あり
	保有なし
継続教育(CPD)の取り組み状況	継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)
	継続教育の証明なし

(※1) 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。

(※2) 品質確保に資すると考えられる専門性の高い資格を評価する。

○地域精通度・貢献度等について

評価項目	評価基準
地域内における本支店、営業所の所在地の有無	〇〇県内に本店、支店又は営業所あり
	〇〇県内に拠点なし
過去〇〇年間の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去〇〇年間の配置予定技術者の近隣地域での施工実績の有無	施工実績あり
	施工実績なし
過去〇年間の災害協定等に基づく活動実績の有無 〔評価対象の例〕 ・災害対応協定に基づく活動実績 ・大規模災害時の応急対策実績 ・企業BCP	活動実績あり
	災害協定の締結あり
	活動実績なし
作業船等の保有状況	作業船等の自社保有有り
	自社保有無し

- (※) 競争参加資格の要件として審査する場合には、評価項目として採用しないことが望ましい。
- ・配点や年数等については、工事特性(工事内容、規模、要求要件等)や地域特性に応じて適宜設定してよい。
  - ・社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定する。

○施工体制について

評価項目	評価基準
品質確保の実効性	① 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
	② 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
	③ その他
施工体制確保の確実性	① 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合
	② 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合
	③ その他

## 3-4-3 技術提案評価型 A 型における評価項目・基準の設定例(参考)

## (1) 技術提案評価型 A 型における技術提案に関する評価項目の設定例

表 3-7 技術提案評価型 A 型の技術提案に関する評価項目の例

分類	評価項目		適用		
	定性評価	定量評価	A I・A II型	A III型	
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト(維持管理費)、補償費※	○	○	
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法		○	○	
		機械設備等の処理能力	○		
社会的要請への対応		施工期間(日数)	○	○	
		貴重種等の保護・保全対策	○	○	
		汚染土壌の処理対策	○	○	
		地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	○	○	
		周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO <sup>2</sup> 排出量	○	○
		現道の交通対策	交通規制期間	○	○
		濁水処理対策	濁水発生期間、pH 値、SS 値	○	○

※ 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

(2) 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例

(交差点立体化工事【A I型】)

現道の交通量が非常に多い交差点の立体化工事であり、標準工法では工期内の工事実施が困難であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。

なお、構造の成立性については、目的物の構造及び安定計算、解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> 維持管理の容易性を踏まえた 本体構造の工夫	維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で優位な工夫が見られる。
		維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。
	<定性評価> コンクリートのひび割れ制御 に関する品質管理方法	構造形式や施工条件を十分に踏まえた解析に基づいた品質管理方法に、優位な工夫が見られる。
		構造形式や施工条件を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日
		<定性評価> 周辺住民の生活環境維持対策
	現地条件を踏まえ、周辺住民に与える施工中の騒音、振動、粉塵等の対策を計画している。	
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	
	<定性評価> 現道の交通対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画 （確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術 ・ 新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

(3) 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例

(橋梁工事【AⅡ型】)

現地の条件により想定される有力な構造形式が複数存在する橋梁工事であるため、設計・施工一括発注方式を適用し、目的物を含めた技術提案を求める。  
 なお、構造の成立性については、目的物の構造及び安定計算、解析手法に関する資料の提出を求めて適切に審査を行うものとする。

評価項目		評価基準
技術提案	<定量評価> ライフサイクルコスト	〇〇年間に必要となる維持管理費 維持管理費は、各使用材料別の耐用年数に基づき算出する。
	<定性評価> ライフサイクルコスト低減のための対策	維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する優位な工夫が見られる。
	<定性評価> 維持管理の容易性を踏まえた本体構造の工夫	維持管理を容易にするため、目的物の構造や構造物の耐久性向上に関する工夫が見られる。 維持管理に関して一般的な方策のみの記載となっている。
	<定性評価> 品質検査方法	維持管理・耐久性向上を考慮した具体的な提案で優位な工夫が見られる。 維持管理・耐久性向上を考慮した工夫が見られる。
	<定性評価> 品質検査方法	施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために優位な工夫が見られる。 施工中における溶接部等の品質検査方法について、品質向上のために工夫が見られる。 施工中における溶接部等の品質検査方法について、一般的な方策のみの記載となっている。
	<定性評価> 景観	周辺環境に調和したデザインになっており、景観に対する優位な工夫が見られる。 周辺環境に調和したデザインになっている。 不適切ではないが、一般的なデザインになっている。
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画 （確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。 現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。 不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術 ・ 新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。 施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。 不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

(4) 技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例

(重力式コンクリートダム本体工事【AⅢ型】)

ダム本体の品質を確保するとともに、施工の合理化を図るため、施工方法について技術提案を求める。

評価項目		評価基準
技術提案	<定性評価> コンクリート（骨材）の品質管理方法	原石山の状況を十分に踏まえて、骨材の採取、製造に際しての品質管理に、優位な工夫が見られる。
		原石山の状況を十分に踏まえた品質管理方法である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	<定量評価> 施工期間（日数）	目標状態を最高得点、最低限の要求要件を0点とし、その間は提案値に応じて按分する。 ・最低限の要求要件：〇〇日 ・目標状態：△△日
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画しており、優位な工夫が見られる。
		社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。
<定性評価> 濁水処理対策	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。	
	社会的に与える影響を十分に踏まえた対策を計画している。	
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。	
上記技術提案に係る具体的な施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性	現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト縮減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる。
		現地条件を踏まえた詳細な工程計画である。
		不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている。
	現地の条件を踏まえた新技術 ・ 新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢	施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等にも優れたものとなっている。
		施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている。
		不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている。

### 3-5 技術提案評価型A型におけるその他手続き・留意事項

#### 3-5-1 入札説明書の記載事項

##### (1) 発注者が明示すべき事項

##### 1) 発注者の要求事項

発注者の要求事項として、工事目的物の性能・機能等の要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）、技術提案を求める範囲、施工条件等を入札説明書等、契約図書への明示を徹底する。

特にAⅠ型及びAⅡ型については発注者が標準案を提示しないため、発注者の要求事項を詳細に明示することが重要である。具体例を以下に示す。

表 3-8 発注者の要求要件の明示の例

要求事項		AⅠ型	AⅡ型
工事内容		<b>【交差点立体化工事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路アンダーパス</li> <li>● 切り回し道路</li> <li>● 本線拡幅</li> <li>● 連結側道</li> <li>● 道路付属施設</li> </ul>	<b>【橋梁工事】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下部工</li> <li>● 上部工</li> <li>● 仮設工</li> </ul>
要求要件	最低限の要求要件	〔目的物に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置、用地幅</li> <li>・ 道路規格、設計速度</li> <li>・ 幅員</li> <li>・ 道路構造令等基準類の準拠</li> </ul> 〔施工に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数が最大〇〇日以内</li> <li>・ 施工計画が適正であること</li> </ul>	〔目的物に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 架設地点</li> <li>・ 道路規格、設計速度</li> <li>・ 幅員</li> <li>・ 道路橋示方書等基準類の準拠</li> <li>・ 100年間の維持管理費が最大〇〇円以内</li> </ul> 〔施工に関する事項〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工計画が適正であること</li> </ul>
	上限値 (最高得点を与える状態)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約日からアンダーパス供用までの施工日数の目標値が△△日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100年間の維持管理費の目標値が▽▽円</li> </ul>
技術提案を 求める範囲		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的物の構造形式</li> <li>・ 構造の成立性の検証方法</li> <li>・ 温度応力や配合等、コンクリートのひびわれ抑制対策</li> <li>・ 施工中の騒音、振動、粉塵の抑制対策</li> <li>・ 現道の交通について、安全性を確保するための対策</li> <li>・ 上記項目の施工計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的物の構造形式</li> <li>・ デザイン</li> <li>・ 構造の成立性の検証方法</li> <li>・ 維持管理を容易とするための提案</li> <li>・ 施工中の溶接部等の品質検査方法</li> <li>・ 上記項目の施工計画</li> </ul>
施工条件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制時間</li> <li>・ 規制時幅員、確保車線</li> <li>・ 施工時間帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搬入道路</li> <li>・ 施工時間帯</li> </ul>

## 2) 設計数量等の提出要請

### A. 設計数量の提出

発注者は競争参加者に対し、当該技術提案を作成した際の基礎となっている設計数量について、積算体系に沿った工種、種別、細別及び規格に対応させた数量を記入した数量総括表及び内訳書の提出を求める。数量総括表及び内訳書のイメージを次頁に示す。

なお、設計数量の提出を求める範囲は、積算体系上、AⅠ型及びAⅡ型は直接工事費及び共通仮設費の積上げ計算に必要な数量を基本とし、AⅢ型はそれらのうち技術提案を求める部分のみとする。具体例を以下に示す。

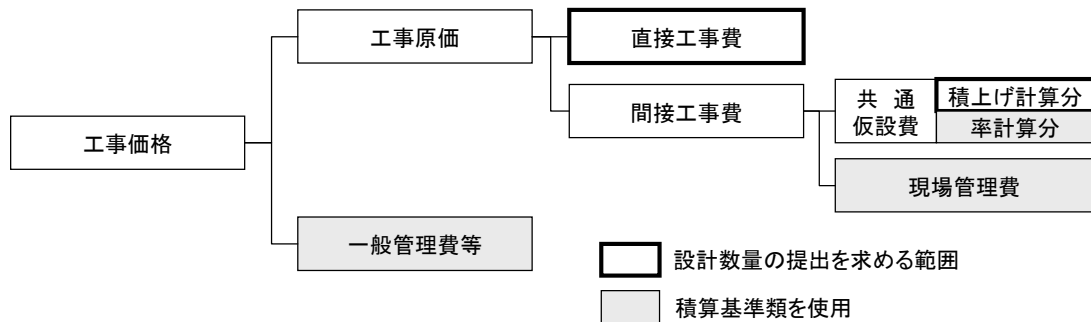


図 3-1 設計数量の提出を求める範囲

表 3-9 設計数量の提出を求める範囲の例（橋梁工事の場合）

工種等	種別等	AⅠ・AⅡ型 【設計・施工一括発注方式による橋梁工事（下部工・上部工）の例】	AⅢ型 【橋梁上部工工事において現道作業期間の短縮を図る提案を求める例】
下部工	土工	○	—
	橋台工	○	—
	橋脚工	○	—
	基礎工	○	—
上部工	橋体工（製作・運搬含む）	○	△
	架設工	○	△
	支承工	○	△
	床版工	○	△
	伸縮装置	○	△
仮設工（仮設道路等）		○	△
共通仮設費	積上げ計算分	○	△
	率計算分	—	—

○：設計数量の提出を求める。

△：競争参加者の判断により、標準案から変更する場合に必要な設計数量を提出する。

—：設計数量の提出を求めない。

B. 見積の提出

発注者が予定価格を算定する際に単価表等の見積が必要な場合には、見積の提出を要請する。競争参加者は、改善された技術提案の審査を経て要請された見積を提出する。

数量総括表					第〇号 主桁架設一式 数量内訳書				
工事区分	工種	種別	細別	規格	名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホステーションT桁製作	主桁製作		主桁架設		日	〇.〇〇	
					架設機械据付・解体		式	1	
					軌道敷設・撤去		m	〇.〇〇	
					機械器具費		式	1	
					アンカー工		個	〇.〇〇	
					計				
			主桁製作				本	7	
			主桁製作設備				式	1	第〇号内訳書
	コンクリート橋架設工						式	1	
			主桁架設	架設桁架設			式	1	第〇号内訳書
共通仮設							式	1	
	共通仮設費 (積上げ分)						式	1	
		安全費					式	1	第〇号内訳書
	共通仮設費 (率分)								

図 3-2 A I 型及び A II 型における数量総括表と内訳書のイメージ

数量総括表					第〇号 主桁架設一式 数量内訳書				
工事区分	工種	種別	細別	規格	名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート橋上部	コンクリート主桁製作工	ホステーションT桁製作	主桁製作		主桁架設		日	〇.〇〇	
					架設機械据付・解体		式	1	
					軌道敷設・撤去		m	〇.〇〇	
					機械器具費		式	1	
					アンカー工		個	〇.〇〇	
					計				
			主桁製作						
			主桁製作設備						
	コンクリート橋架設工						式	1	
			主桁架設	架設桁架設			式	1	第〇号内訳書
共通仮設							式	1	
	共通仮設費 (積上げ分)						式	1	
		安全費					式	1	第〇号内訳書
	共通仮設費 (率分)								

図 3-3 A III 型における数量総括表と内訳書のイメージ

### C. 留意事項

#### a. 各種資料の提示

技術提案の作成に参考となる各種資料（地質調査結果、標準案を示す場合は設計業務報告書、図面等）を入札説明書に明示し、要請があれば競争参加者への閲覧等により示す。

また、当該工事に適用が考えられる発注者独自のアイデアやNETIS等に公開されている技術がある場合には、あらかじめ入札説明書等に参考情報として提示する。

#### b. 技術提案書の分量

発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努める。

#### c. 検討期間の確保

優れた技術提案の検討が可能となるように技術提案の作成に要する期間を十分に確保する。

#### d. リスク分担の明示（設計・施工一括発注方式の場合）

契約時点での不確定要因（施工条件、地質条件等）を抽出し、契約時と状況が異なった場合に、発注者及び受注者のどちらの負担とするかを契約図書に明示する。

#### e. 設計の照査（設計・施工一括発注方式の場合）

設計・施工一括発注方式においては、詳細（実施）設計終了後の照査が品質の確保上重要であり、必要に応じて概略設計や予備（基本）設計を実施したコンサルタント等の活用を図る。

### (2) 自由提案の受け付け

発注者が指定した評価項目以外に、総合的なコストの縮減や工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関して、競争参加者からの提案が見込まれる場合にはこれらについての創意工夫等の自由提案を受け付け、加算項目として評価することが考えられる。

その場合は、あらかじめ入札公告や入札説明書において、自由提案の受け付けを認める旨、及び評価における扱い（例えば「最大〇点加算」等）を明示することが必要となる。

### (3) 技術提案の審査

技術提案には新技術や新工法等が多く含まれ、専門的知識が必要となることが想定されるため、提案内容に応じて学識経験者、公的機関の研究所（例えば独立行政法人港湾空港技術研究所、国土交通省各地方整備局の港湾空港技術調査事務所及び国土技術政策総合研究所等）の研究者等を活用し、審査体制の充実に努めるものとする。

#### 1) 発注者の要求事項の確認

発注者の要求事項に対し、技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がないか確認する。

#### 2) 技術提案の実現性、安全性等の確認

新技術・新工法については、NETIS等の活用や、提案者への実績や試験データの請求等により情報収集に努め、技術提案の実現性、安全性等を確認する。

#### 3) 設計数量の確認

技術提案と併せて提出された数量総括表及び内訳書の内容について、以下の事項を確認する。

[確認事項の例]

- ・積算基準類における工事工種体系に沿っているか
- ・技術提案内容に応じた内訳となっているか
- ・工事目的物の仕様に基づく数量が計上されているか
- ・積算基準類に該当しない工種、種別、細別及び規格があるか 等

### 3-5-2 技術提案の改善（技術対話）

技術提案評価型A型では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、または競争参加者に改善を提案する機会を与えることができる（品確法第17条）。この場合、技術提案の改善ができる旨を入札説明書等に明記することとする。入札説明書の記載例を以下に示す。

[入札説明書の記載例]

( ) 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

- ① 技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で ( ) に示す期間内に改善を求め、提案者が応じた場合。
- ② 技術提案書の記載内容について、( ) に示す期間内に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じてする資料の提出の指示には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

#### (1) 技術対話の実施

##### 1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

##### 2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとすることから複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

##### 3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

#### A. 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

#### B. 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

#### C. 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

#### D. 見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

### 4) 文書による改善要請事項の提示

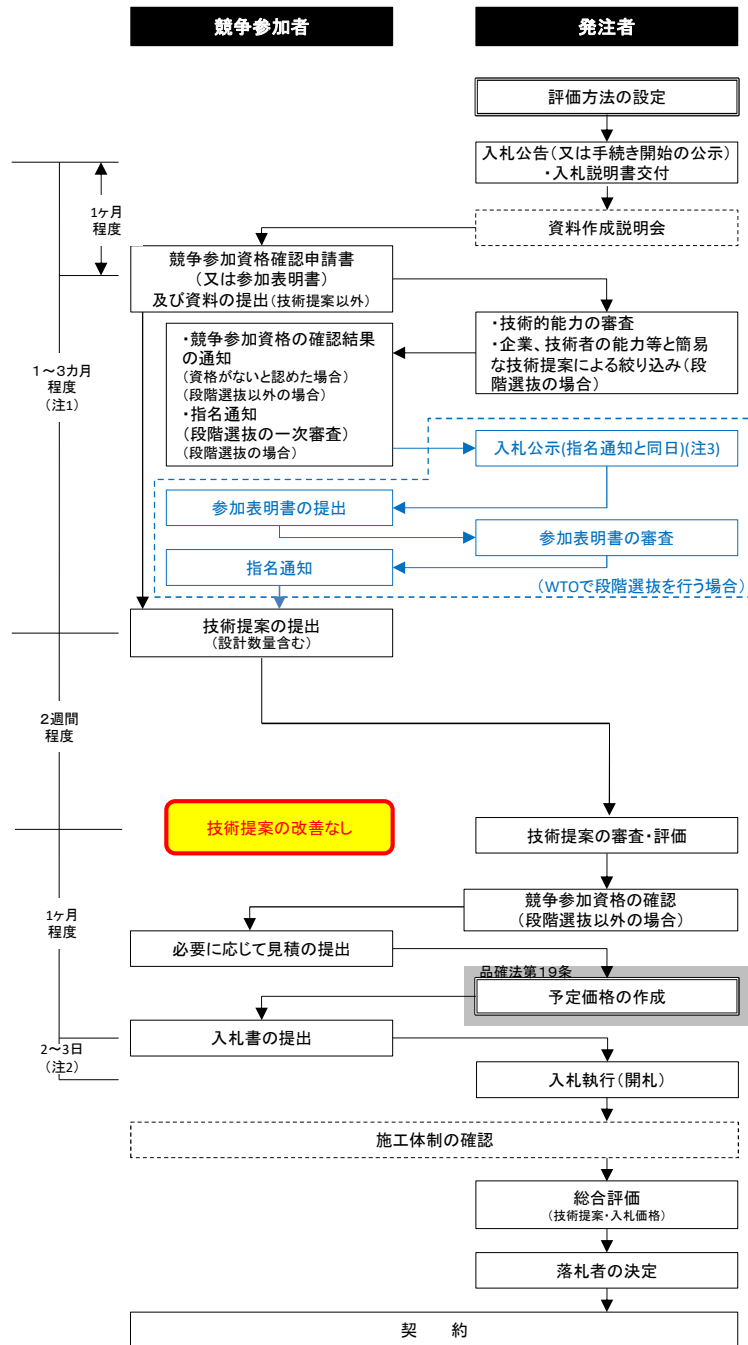
発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書面で提示するものとする。

**(2) 改善された技術提案の審査**

予定価格算定の対象とする技術提案を選定するため、改善された技術提案を審査し、各競争参加者の技術評価点を算出する。

なお、技術提案評価型A型では、技術提案の改善を行うことを基本とするが、工事内容に応じて改善が必要ないと認められる場合には、技術提案の改善を行わないことで手続きを簡素化することも可能とする。

### 3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目



注1) A I 型及びA II 型の場合は2~3ヶ月程度、A III 型の場合は1~2ヶ月程度を基本とする。なお、A III 型において技術提案の提出までの期間を1ヶ月程度とする場合には、申請書及び資料と同時に技術提案の提出を求めてもよい。

注 2) 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

注 3) WTO で段階選抜を行う場合においては、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(昭和 55 年政令第 300 号)第7条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に公示をしなければならないことに留意すること。

注) 競争参加資格の確認結果の通知又は指名通知を行った後、競争参加資格がないと認めた理由又は非指名理由についての説明を求めることができるものとし、当該説明要求申立て期間(7 日)については日曜日、土曜日、祝日等を含まない。

図 3-4 技術提案評価型 A 型の入札・契約手続フロー  
(技術提案の改善を行わない場合)

### 3-5-3 予定価格の作成

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるように予定価格を作成することができる（品確法第19条）。

技術提案評価型A型においては、競争参加者から発注者の積算基準類にならない新技術・新工法等が提案されることが考えられるため、競争参加者からの技術提案をもとに予定価格を定めることができる。

予定価格は、結果として最も優れた提案を採用できるように作成する必要があり、各技術提案の内容を部分的に組み合わせるのではなく、一つの優れた技術提案全体を採用できるように作成するものとする。

なお、競争に参加する者からの技術提案の審査の結果を踏まえ予定価格を作成する可能性がある場合には、その旨を入札説明書等にて明示し、すべての競争参加者に周知しなければならない。

〔入札説明書における記載例〕

（ ） 予定価格算定時における施工計画の活用方法

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

### (1) 予定価格の算定方法選定の考え方

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

- ① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格(最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値)を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定する際には「(2) 1) 設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

表 3-10 予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長 所	短 所
① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のB〕	● VFMの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。	● Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のE〕	● 技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ● 入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格 〔図中のD〕	● 予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ● 入札時点での競争性が確保される。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格 〔図中のE'〕	● 技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ● VFMの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	● 予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

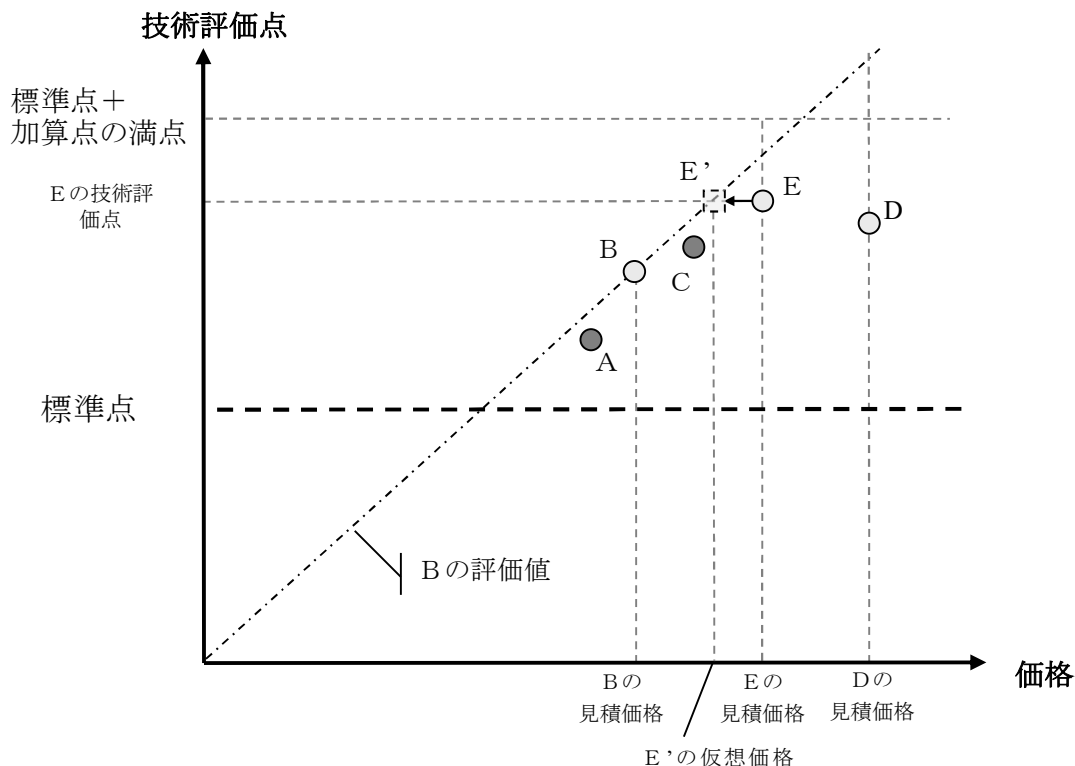


図 3-5 予定価格の算定方法選定のイメージ

## (2) 予定価格の作成

予定価格については発注者としての説明責任を有していることに留意し、学識経験者への意見聴取結果を踏まえて定める。

### 1) 設計数量等の確認

予定価格算定の対象となった技術提案を実施するために必要となる設計数量等（数量総括表、内訳書、単価表等）の内容について確認を行い、積算基準類に該当する歩掛や単価がない場合には、過去の同種・類似事例を参考にそれらの妥当性を確認し、必要に応じて市場の実勢調査を行う。市場の実勢調査に基づいた歩掛や単価を当該工事に適用する場合、当該発注機関における積算基準類の策定担当部局と調整を図る必要がある。

なお、各社固有の特殊工法等については、歩掛や単価まで分解せずに工法全体の見積の妥当性を確認する。

### 2) 予定価格の算定

設計数量等の確認の結果を踏まえ、次に掲げる積算基準類により予定価格を算定する。

- 港湾請負工事積算要綱（港湾土木請負工事編）
- 港湾請負工事積算基準

等

#### A. 歩掛

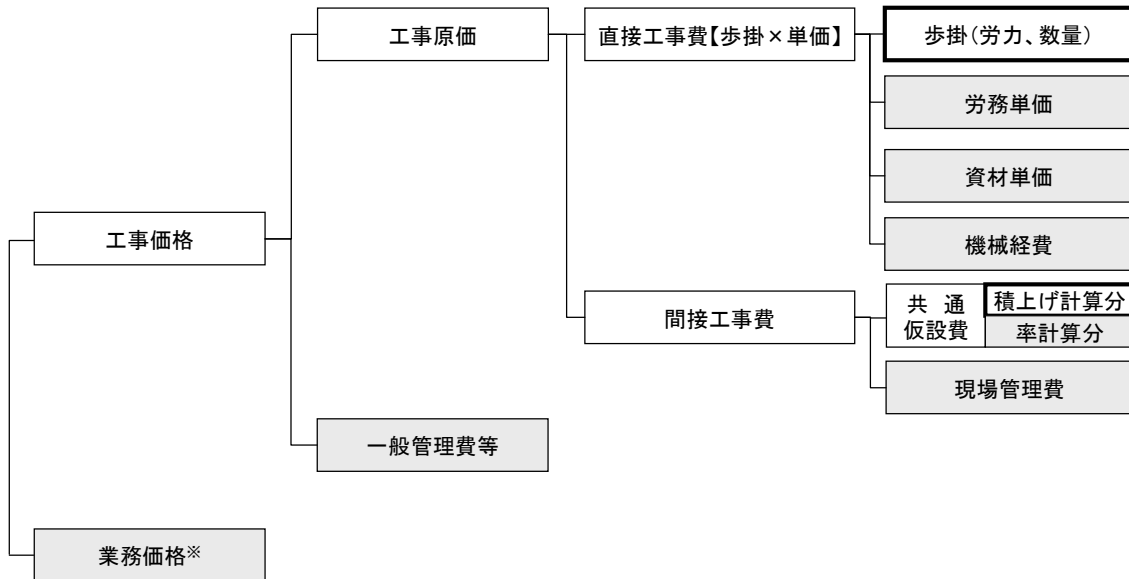
歩掛については、標準歩掛を使用する。

ただし、工期の短縮を技術提案で求めている場合等、標準歩掛等が無い場合や標準的な施工でない場合は、技術提案や特別調査の歩掛を参考に決定する。

#### B. 労務単価、資材単価、機械経費

設計単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、積算基準類により設定する。

3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目



積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の設計数量等を参考にする。

積算基準類を使用

※設計・施工一括発注方式の場合には設計費を計上

図 3-6 予定価格算定における競争参加者の数量等の使用範囲

第〇号 架設機械据付・解体1式当たり内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁世話役		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
橋梁特殊工		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
普通作業員		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
トラックレーン賃料	油圧式〇t吊	日	〇. 〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	
諸雑費		式	1		〇〇〇	端数整理
計					〇〇, 〇〇〇	

第〇号 安全費(積上げ分)一式内訳書						
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導員		人	〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇	〇人/日×〇日=〇〇人
計					〇〇, 〇〇〇	

: 積算基準類を適用できない場合は、競争参加者の数量等を参考にする。

: 積算基準類を使用。

図 3-7 競争参加者の数量等を使用した予定価格算定の例

### 3) 学識経験者の意見聴取

高度技術提案型において、競争参加者からの技術提案を基に作成する予定価格の妥当性を確保するため、技術提案の審査にあたっては学識経験者の意見を聴く必要がある（品確法第19条）。

#### A. 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

#### B. 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

### (3) 低価格入札への対応

現在の課題として、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定し、調査基準価格を設定しているが、その一方で、競争参加者は各々の提案に基づき入札してくるため、調査基準価格が実質的な意味をなしていない状況となっている。

このため、技術提案評価型A型については、競争参加者から提出される見積に基づき、競争参加者ごとに予定価格・調査基準価格を設定することについて、既存法令との関係を踏まえ、今後の検討課題とする。

当面、技術提案評価型A型については、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性の観点から、施工体制確認型総合評価落札方式を試行する。

この際、技術提案に基づき予定価格を作成する工事における施工体制確認の基準価格については、予定価格に見積を採用された者については、従来の低入札価格調査基準価格を基準価格とし、それ以外の者については、その者の見積を基に低入札価格調査基準価格に相当する価格を算定し、基準価格とする。（図 3-8 参照）

また、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。

3. 総合評価落札方式における競争参加要件と総合評価項目

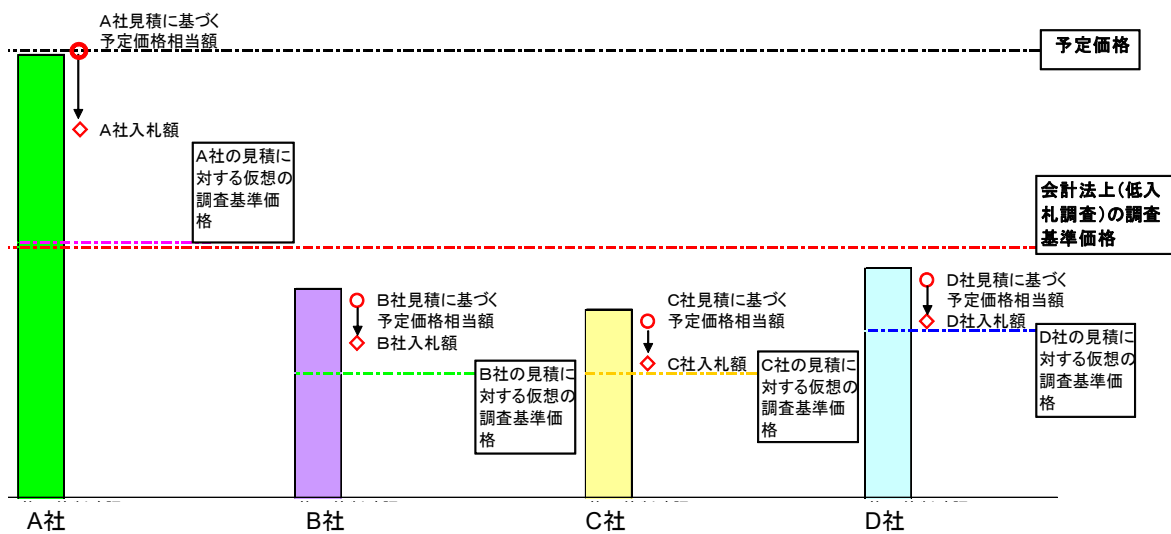


図 3-8 調査基準価格の算定イメージ

## 4. 総合評価の方法

国土交通省直轄工事（港湾工事等）における総合評価落札方式の落札者の決定方法は、大蔵大臣（現財務大臣）との包括協議の結果として、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン（「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について（平成14年2月22日付け国港管第1187号）」の別紙）」にその原則が定められている。また、総合評価管理費を計上しない現行の評価方法については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成14年9月6日国港管第489号、国港建第127号）」に定められており、本ガイドラインにおいては、これらの規定に準拠した上で、その具体的な評価の考え方を記載する。

### 4-1 評価値の算出方法

施工能力評価型、技術提案評価型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法としては、国土交通省においては除算方式を採用している。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 標準点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に100点を付与する。
- 加算点：3章の「表3-4 総合評価落札方式のタイプごとの配点割合」を標準とする。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、施工体制評価項目として設定された項目毎に評価し最大30点を付与する。

#### 4-2 加算方式及び除算方式の特徴

評価値の算出方法の基本的な考え方としては、加算方式と除算方式がある。現在、国土交通省の総合評価落札方式においては、財務省との包括協議により、評価値の算出方法として除算方式を採用しているが、加算方式による評価値の算定は、上記の包括協議の範囲を逸脱することから、その採用にあたっては事前に財務省との個別案件毎の協議を行うことに留意する必要がある。

加算方式における評価値は、価格のみの競争では品質の低下が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価し加味する指標であるといえ、工事品質の確保を図る場合などに適用が考えられる方式である。一方、除算方式における評価値は、VFM（Value for Money）の考え方によるものであり、価格あたりの工事品質を表す指標であるため、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る場合などに適用が考えられる方式である。

ただし、除算方式は技術評価点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができると考えられる。極端な低価格による入札が頻発している現況においては加算方式の適用を図ることが望ましいと考えられる。なお、加算方式の適用については、今後の実施状況を踏まえ、引き続き検討が必要である。

いずれの方式においても、技術評価点については、各発注者が工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて適切に設定することが重要である。加算方式において価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合や、除算方式において標準点と加算点のバランスが適切に設定されない場合には、工事の品質が十分に評価されない結果となることに留意する必要がある。

**(1) 加算方式**

## ① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

## ② 価格評価点の算出方法の例

- $A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して高くなることから低価格入札を助長する恐れがある。例えば、次式のように入札価格が調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる等の方法も考えられる。

- $A \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \alpha \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$  ( $\alpha < 1$  とする。)

## ③ 技術評価点の設定の考え方

- 価格評価点に対する技術評価点の割合は工事特性に応じて適切に設定する。

## ④ 特徴

- 価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標。
- 加算方式は、得点率、入札率の項が独立しており、それぞれに対して評価値が一次的に変化する特徴を有している。
- したがって、加算方式では工事の難易度、規模等に応じて価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上（得点率の向上）と施工コスト縮減（入札率の低下）のバランスがとれた応札が期待できる。

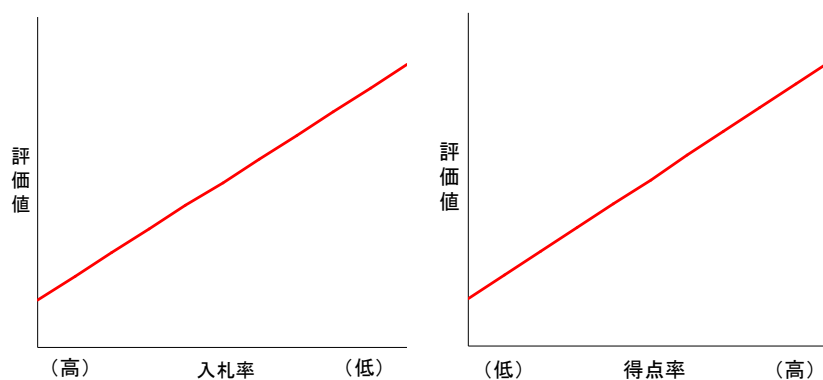


図 4-1 加算方式の評価値

**(2) 除算方式**

## ① 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

## ② 技術評価点の設定の考え方

- 標準点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に100点を付与する。
- 加算点：3章の「表3-4 総合評価落札方式のタイプごとの配点割合」を標準とする。
- 加算点が小さい場合には価格の要素に大きく影響を受けて最高評価値が決まることから、価格と品質が総合的に優れた工事の調達を実現するため、加算点を拡大し設定することが望ましい。
- 施工体制評価点：入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数で、施工体制評価項目として設定された項目毎に評価し最大30点を付与する。

## ③ 特徴

- VFMの考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標。
- 除算方式は、得点率を上げて評価値は一次的にしか増加しない一方で、入札率を下げると評価値は累加的に増加する特徴がある。
- したがって、除算方式では得点率を上げるよりも入札率を下げることが高い評価値を得やすいため、競争参加者は品質向上（得点率の向上）よりも、施工コストを下げる技術開発またはダンピングによる応札（入札率の低下）を行う傾向が強くなる。

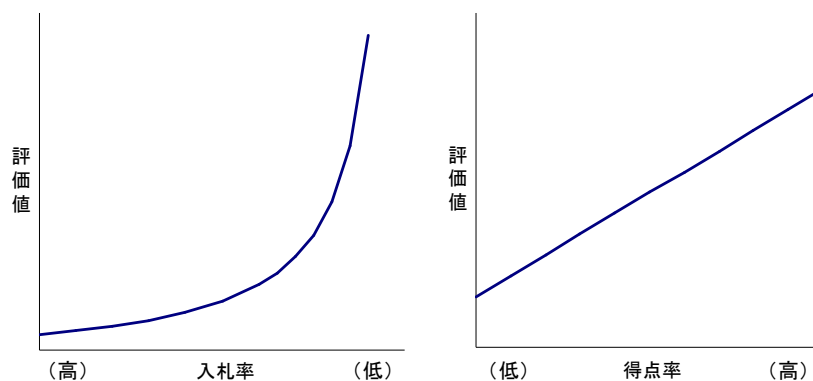


図 4-2 除算方式の評価値

### 4-3 技術評価点の算出方法

#### (1) 評価項目ごとの評価基準

評価項目ごとの評価基準については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について(平成14年9月6日国港管第489号、国港技第127号)」に準拠し、評価項目の特性を踏まえ、次の1)による定量的な評価基準、または下記2)、3)のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

##### 1) 数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

##### 2) 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの提案内容が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式。

この場合、例えば3階層(優/良/可)による判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当するものにはその50%、可は0点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

##### 3) 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、提案内容を順位付けし、順位に対応した点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分した点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大または過小となる場合があるため、使用にあたっては十分な留意が必要である。

**(2) 技術評価点の算出方法**

評価項目ごとに算定された評価結果から技術評価点（除算方式の場合には加算点）を算出するにあたって、施工能力評価型、技術提案評価型S型については、素点計上方式により技術評価点を算出することとする。技術評価点の算出に当たっては、品質への効果に着目してメリハリのある評価に努めること。また、技術提案評価型A型については、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より20点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合は、この限りではない。

**表 4-1 技術評価点の算定方法**

	概 要	長 所	短 所
素点計上方式	各評価項目の得点(素点)の合計点を技術評価点とする方式。	<ul style="list-style-type: none"> <li>得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。</li> <li>加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。</li> </ul>
一位満点方式	各評価項目の得点(素点)の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。</li> <li>競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。</li> </ul>
一位満点・最下位0点方式	各評価項目の得点の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、最低点の競争参加者には0点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。</li> <li>競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。</li> </ul>

## 5. 総合評価落札方式の結果の公表

### 5-1 評価結果の公表

発注者は入札・契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について（平成13年3月30日：国官会第1429号、国地契第26号）」に基づき、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、契約後早期に公表する。

#### (1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 競争参加資格（段階選抜方式を試行的に実施する場合は、指名されるために必要な要件（入札参加者に要求される資格、入札参加者を選定するための基準））
- ③ 入札の評価に関する基準
  - ・ 評価項目
  - ・ 評価基準
    - ・ 評価項目ごとの評価基準
    - ・ 評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
  - ・ 得点配分
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

#### (2) 落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ① 業者名
- ② 各業者の入札価格
- ③ 各業者の価格評価点（加算方式の場合）
- ④ 各業者の技術評価点
- ⑤ 各業者の評価値
- ⑥ 技術提案の改善過程（技術提案評価型A型の場合）

落札結果の公表イメージを表 **5-1** に、技術力評価結果の公表イメージを表 **5-2** に示す。

段階選抜方式を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に技術力評価結果として公表するものとする。





技術提案評価型A型においては、技術対話における公平性、透明性を確保するため、契約締結後に速やかに評価結果とともに、⑥の技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要がある（品確法第18条）。

改善過程の公表内容としては、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各者の再提出における改善状況の概要を基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとする。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各者の了解を得た上で公表するものとする。

具体的に表 5-3 に示す技術提案内容と改善内容に対し、改善過程の公表イメージを表 5-4 に示す。

表 5-3 技術提案の改善過程の具体例(参考)

技術提案の内容	橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。
改善の内容	<p>[発注者からの指摘事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。</li> <li>・ 提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。</li> </ul> <p>[自発的な改善事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。</li> </ul>

### (3) 苦情及び説明要求等への的確な対応

総合評価の審査結果については、競争参加者からの苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった競争参加者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該競争参加者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の技術力評価の結果を提供する。

表 5-4 技術提案の改善過程の公表イメージ(参考)

工事件名	〇〇〇高架橋工事
事務所名	△△港湾事務所
入札公告	年 月 日
技術提案の提出	年 月 日
技術対話	年 月 日
技寿提案の再提出	年 月 日

## 【技術提案の改善に係る過程の概要】

項 目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの 改善要請事項	競争参加者の 改善状況	発注者からの 改善要請事項	競争参加者の 改善状況	発注者からの 改善要請事項	競争参加者の 改善状況
基礎工	施工ヤード位置 の変更	指摘に基づき改 善				
架設工法	安全性確認のため〇〇工法の作 業手順書の提出 を要請	作業手順書の資 料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方 法である現場溶 接の代替工法と してハイテンボ ルトに自発的に 改善				

## 5-2 技術提案の採否の通知

### (1) 技術提案の採否の通知

技術提案等の採否に関する通知は、「総合評価落札方式における手続きについて（平成14年2月22日国港管第1188号、国港建第272号）」、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について（平成22年4月9日国港総第27号、国港技第2号）」に基づき適切に実施することとする。

### (2) 技術提案の評価結果の通知

技術提案評価型S型を対象として、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

これは技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知するものである。具体的な評価内容の通知例は、図 5-1 のとおりである。

なお、施工能力評価型I型における施工計画については、施工方法や施工上配慮すべき事項等について記述を求めるものであって、技術提案ではなく、施工上配慮すべき事項について二段階で審査し、原則、可か不可で評価することとしている。ただし、「施工計画重視型」のように点数化して評価する場合は、本評価結果の通知の対象とする。



図 5-1 技術提案の評価結果の通知

### (3) 問い合わせ窓口の設置

技術提案等の採否の通知並びに加算点を付与する対象となる項目及び付与しない対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口を、各地方整備局に設置するものとする。

問い合わせ窓口の設置のイメージは、図 5-2 のとおりである。

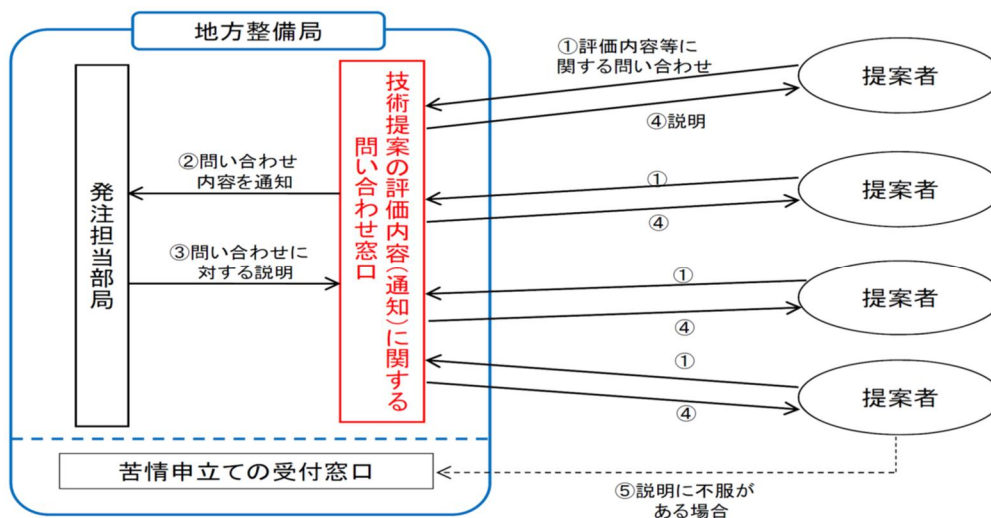


図 5-2 問い合わせ窓口の設置

### 5-3 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。このため、各地方整備局等においては、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）」に基づき、本局に総合評価委員会を設置することとする。

#### (1) 国における学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、各地方整備局等に設置された総合評価委員会において学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者の決定についても意見を聴く。

##### 1) 総合評価落札方式の実施方針に関すること

総合評価落札方式の適用工事を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

##### 2) 複数の工事に共通する評価方法に関すること

入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準及び得点配分）及び落札者の決定方法を決定するにあたり、学識経験者の意見を聴取する。

##### 3) 必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定に関すること

特に、技術提案評価型の総合評価落札方式の実施にあたっては、個々の現場条件により評価項目、得点配分等が大きく異なることや技術的に高度な提案がなされることが十分に考えられる。この場合、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じた適切な評価項目・基準の設定や、技術提案の審査を実施するために学識経験者の意見を聴取する。

#### (2) 技術提案に関する機密の保持

発注者は、民間企業からの技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、技術提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにし、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにする等、その取り扱いに留意する。

#### 5-4 入札及び契約過程に関する苦情処理

国土交通省においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「入札監視委員会」（※）による審議を経て回答することとし公正に不服を処理することとしている。

※学識経験者等からなる第三者機関であり、次に掲げる事務を行う。

- ・入札・契約手続の運用状況についての報告を受けること。
- ・一般競争参加資格の設定の理由等についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
- ・入札・契約手続に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。

総合評価落札方式による入札及び契約過程に関する苦情処理については、「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について（平成13年3月30付け国官会第1430号、国地契第28号）」に基づき、適切に実施することとする。

総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

また、落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点を提供する。さらに評価の理由を求められた場合には、その理由を説明する。

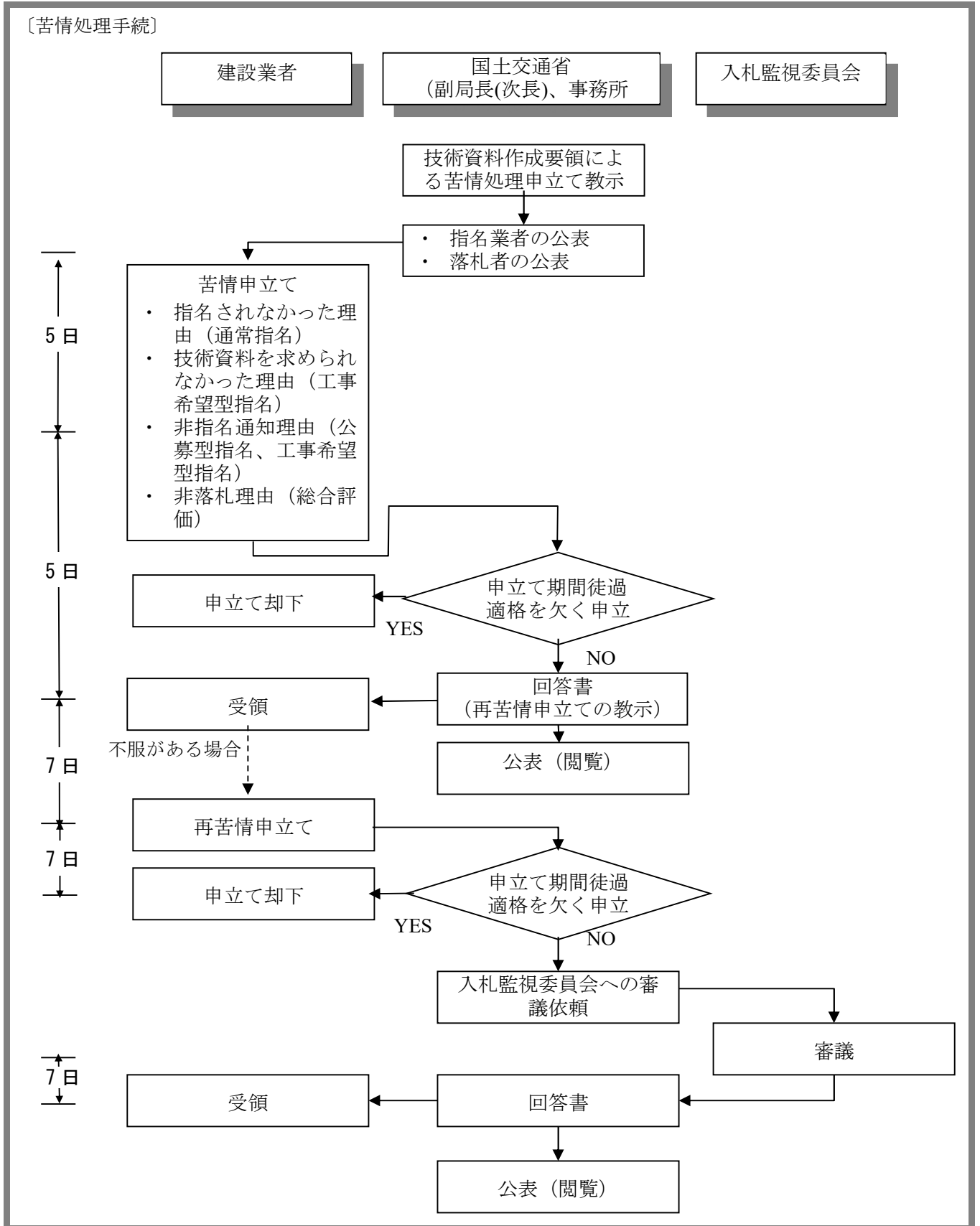


図 5-3 苦情処理手続

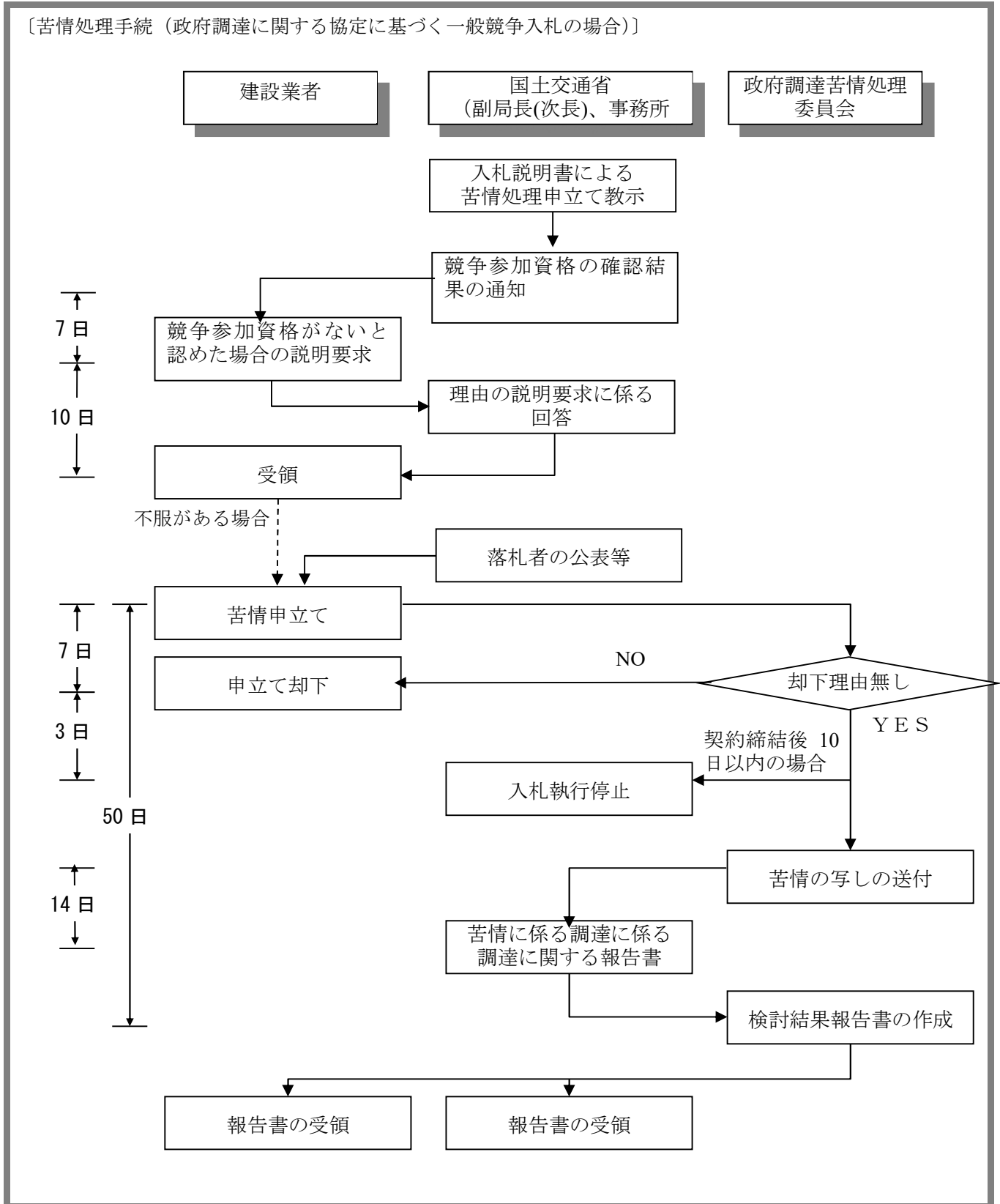


図 5-4 苦情処理手続（政府調達に関する協定に基づく一般競争入札の場合）

## 6. 総合評価落札方式の評価内容の担保

### 6-1 技術提案履行の確保

#### (1) 契約書における明記

総合評価落札方式により落札者を決定した場合、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくものとする。

なお、技術資料に記述した提案であっても、工事施工途中の条件変更等によって、当該提案内容を変更することが合理的な場合は適切に変更手続きを行うものとする。

#### (2) 評価内容の担保の方法

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

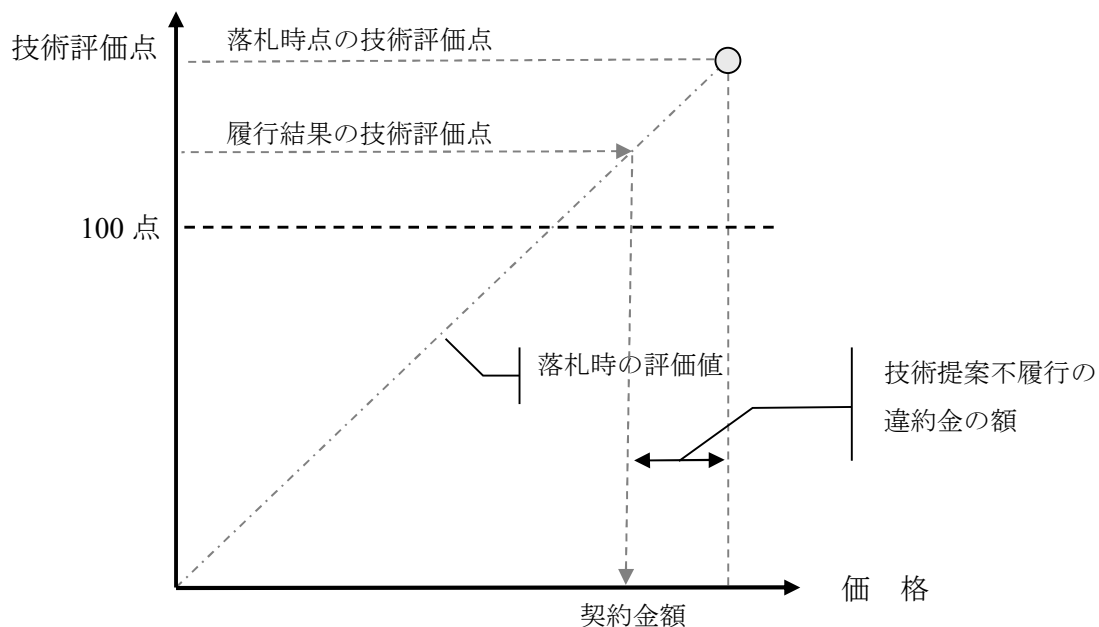


図 6-1 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

## 7. 総合評価落札方式における多様な取組

総合評価落札方式においては、技術評価点の評価方法等に関し、試行や試行に向けた検討を実施している。それらの多様な取組の内容は以下のとおりである。

### 7-1 多様な取組の基本的な考え方

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式においては、公共工事の品質確保に加え、建設業界の働き方改革、担い手確保等を目的とした多様な取組を実施している。全国的に実施している取組や、地方整備局等における試行等の実施状況を踏まえ効果が検証された取組（本運用）として、必要に応じて実施するものを以下に示す。

#### 7-1-1 施工体制確認型総合評価落札方式の試行（平成18年～）

いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがある。このため、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について（平成18年12月8日国港総第683号、国港建第175号）」に基づき、当分の間、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査することとした。

#### ○対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」（平成14年2月22日付け国港管第1187号）の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（以下、「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式における手続きについて」（平成14年2月22日付け国港管第1188号、国港建第272号）に基づき行われる工事ですべての評価項目が標準ガイド第1Ⅲ1(1)に定める必須以外の評価項目である工事のうち、地方整備局副局長又は次長及び事務所長（以下「副局長等」という。）が特に適切な施工体制を確保する必要があると認める予定価格が1億円以上の工事において試行することとする。なお、予定価格が1億円未満の工事であっても、副局長等が必要と認める場合には試行できるものとする。

対象工事については、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する「施工体制確認型総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## ○評価項目

施工体制評価項目として品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定するほか、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。

## ○標準点、施工体制評価点及び加算点

入札説明書等に記載された要求要件を実現できる場合に与える点数は標準点と、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数は施工体制評価点と、入札説明書等に記載された要求要件以外の性能等に対して与える点数は加算点と称するものとする。

## ○配点割合

得点配分は、標準的には、次のとおりとする。

- ・標準点は、100点とする。
- ・施工体制評価点は、30点とし、上記評価項目に基づき施工体制評価項目として設定された評価項目毎に各15点とする。
- ・加算点は、施工能力評価型は40点(但し、チャレンジ型は30点)、技術提案評価型S型は50～60点(但し、チャレンジ型は40～50点)、技術提案評価型A型は70点とする。

工事の内容等に応じて加算点に係る評価項目を複数設定しようとする場合は、「3-3 総合評価項目の審査・評価」により評価項目毎の加算点を定めるものとする。

## ○施工体制評価項目の審査・評価方法

- (1) 副局長等は、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施するものとする。

ヒアリングの実施については、その旨を入札公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

▽ヒアリングを実施する旨

▽ヒアリングを実施する日時及び場所

▽その他副局長等が必要と認める事項

- (2) 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)に満たない者は、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行が

されないこととなるおそれがあることから、副局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書のほか、開札後、所定の資料の提出を求めることとする。なお、当該資料の提出については、あらかじめ入札説明書において資料の提出期限及び内容等を明らかにするものとする。

(3) 副局長等は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書（施工体制の確認に必要な部分に限る。）、(1)のヒアリング、(2)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに(1)本文の審査を行い、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その現実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。この場合、標準的には、「4-3 技術評価点の算出方法」に掲げる判定方式により、評価項目毎に3段階で評価（15点／5点／0点）するものとする。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

▽ 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

▽ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより評価するものとする。さらに、副局長等は、調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者のうち、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした費用項目毎の金額に、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について（平成18年12月8日国港総第685-2号、国港建第175-2号）に掲げる率を乗じて得た金額を合計した価格をいう。）に満たない価格で申込みを行った者については、審査を特に重点的に行うこととし、施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点するものとする。

(5) 入札参加者が、VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を(2)により提出を求める資料において明らかにした場合は、コスト削減金額として副局長等が認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた金額を当該入札参加者の

申込みに係る価格とみなして(4)を適用する。

- (6) (1)のヒアリングは、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号) 記第 4 により行う事情聴取により行うヒアリングとは異なる性質のものであることに留意すること。
- (7) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (8) 技術提案評価型 A 型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいては、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、理由の説明を求め、物価の変動等特別の理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とすることを基本とする。なお、技術提案と併せて提出された設計数量や、必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳書と異なる場合は、当該者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- (9) 技術提案評価型 A 型を適用する工事のうち、技術提案に基づき予定価格を作成するものにおいて、予定価格に見積を採用された者以外の者については、その者の技術提案に要する費用が適切であるかを審査し、その者の提案を採用する場合の予定価格を作成の上、副局長等が当該価格の妥当性を確認した場合は、(2)中「予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 85 条の基準に基づく価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合に、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 85 条の基準に基づき算出される価格」と、(4)中「予定価格」とあるのは「その申込みに係る技術提案を基に予定価格を算出するとした場合の当該価格」と読み替えて、(1)から(4)まで及び(6)から(8)までを適用するものとする。

## ○その他

- ・施工体制評価点が低い者に対しては、加算点の付与を慎重に行うこととする。ただし、その影響範囲は「技術提案」による加算点とし、「企業の能力等」、「技術者の能力等」、「地域精通度・貢献度等」による加算点には影響させない。

- いものとする。
- ・施工計画書等に記載された内容が適切でないため、入札説明書等に記載された要求要件を満たすことができないと認められる場合には、入札参加者が価格以外の要素として提示した性能等を採用しないこととし、標準点を与えないものとする。
  - ・本対象工事においては、開札後に価格以外の要素である性能等の評価を行うこととなるため、性能等の評価については、公正、公平な審査を通じて適切に行うよう厳に留意すること。
- 技術評価点への反映イメージは、図 7-1 のとおりである。

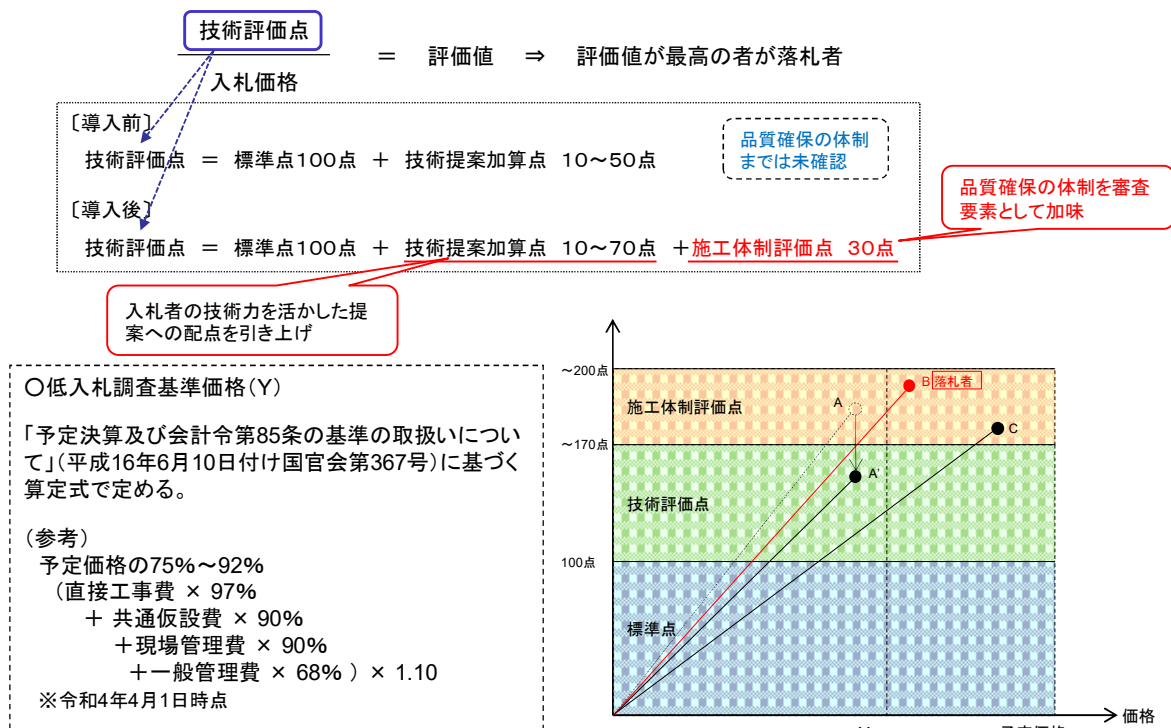


図 7-1 施工体制確認型総合評価落札方式

### 7-1-2 ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組

#### ○実施目的

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会作り本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されることを目的とする。

#### ○対象工事

総合評価落札方式における全ての公共工事

技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

※段階的選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。この場合、総合評価段階での評価は行わない。

#### ○評価項目

- ・港湾空港工事A等級の工事、港湾空港工事の段階的選抜方式を適用するWTO対象の工事、段階的選抜方式を適用する技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約は、「企業の能力等」の「その他の自由設定項目」において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。
- ・港湾空港工事の段階的選抜方式を適用しないWTO対象の工事、段階的選抜方式を適用しない技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約は、技術提案の評価項目とは別に設定する。
- ・上記以外の工事については、「企業の能力等」の「その他の自由設定項目」において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価項目を設定する。

#### ○配点割合

- ・港湾空港工事A等級の工事、港湾空港工事の段階的選抜方式を適用するWTO対象の工事、段階的選抜方式を適用する技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約は企業の能力等の合計配点の2.5～5.0%
- ・港湾空港工事の段階的選抜方式を適用しないWTO対象の工事、段階的選抜方式を適用しない技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約は技術提案の配点の0.5%以上の整数
- ・上記以外の工事は企業の能力等の合計配点の1.0～2.5%

## ○配点例

- ①港湾空港工事A等級の工事、港湾空港工事の段階的選抜方式を適用するWTO対象の工事、段階的選抜方式を適用する技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の場合

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	その他の自由設定項目	次に示すいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）</li> <li>・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業）</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）</li> </ul>	企業の能力等の合計配点の2.5～5.0%

- ②港湾空港工事の段階的選抜方式を適用しないWTO対象の工事、段階的選抜方式を適用しない技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約（外数）

評価項目		評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等		次に示すいずれかの認定を受けている <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1</li> <li>・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業）※2</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3</li> </ul>	技術提案の配点の0.5%※

## ③ ①②以外の工事

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	その他の自由設定項目	<p>次に示すいずれかの認定を受けている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）※1</li> <li>・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）認定企業）※2</li> <li>・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3</li> </ul>	企業の能力等の合計配点の1.0～2.5%

### 7-1-3 賃上げを実施する企業に対する加点措置について

#### ○実施目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う(「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について(工事及び建設コンサルタント業務等)」令和8年3月31日付け国官会第22759号、国官技第571号、国営管第634号、国営計第186号、国営整第202号、国港総第1472号、国港技第133号、国空予管第1604号、国空空技第593号、国空交企第440号、国北予第35号)。

#### ○対象工事

総合評価落札方式によるすべての工事

#### ○加点評価

事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出。

なお、配点は、加算点の3%以上の整数とする。

#### ○実績確認等

加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の総合評価落札方式の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。なお、減点は、加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点をする。

## ○配点例

評価項目	評価基準	評価ウェイト
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること 【大企業】	加算点の3%以上の整数
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	
賃上げ基準に達していない場合等	前事業年度（又は前年）において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、入札に参加した場合。	加点する割合よりも大きな割合の減点（1点大きな配点）

#### 7-1-4 主任（監理）技術者等未経験者育成型について

##### ○実施目的

建設業における持続的な担い手の確保に向けて、主任（監理）技術者や現場代理人としての施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）に対して育成機会の創出を図るとともに現場経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

##### ○対象工事

全発注工事

##### ○評価方法

###### ①工事難易度Ⅰ～ⅢかつWT○非対象工事の場合

○配置技術者：主任（監理）技術者等未経験者＋技術指導者（非専任※）

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（非専任※）の実績で評価

※別件工事で専任配置していないことを条件として、技術指導者（非専任）は、最大で工事3件まで登録可能とする。また、工事内容等より専任としても良い。

###### ②工事難易度Ⅳ～ⅥまたはWT○対象工事の場合

○配置技術者：主任（監理）技術者等未経験者＋技術指導者（専任）

・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（専任）の実績で評価

##### ○技術者の要件

###### ①技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任（監理）技術者に求める要件を全て満たすこと。
  - ・別件工事で専任配置されていないこと。
  - ・定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。（1回／週程度）
  - ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としていること。※
  - ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※
- ※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

## ②主任（監理）技術者等未経験者

- ・主任（監理）技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任（監理）技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事（地方整備局等の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を持たないこと。

## 7-1-5 作業船保有評価（平成26年～）

## ○実施目的

作業船を使用する工事について、企業の作業船の保有、新造及び環境性能を評価することにより、作業船の維持、性能向上を図る取り組みである。

## ○対象とする作業船

「当該工事に使用する作業船」とし、下表に示す主作業船一覧を参考に当該工事の工事内容に応じ作業船を選定する

## ○主作業船一覧表

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

## ○評価項目及び評価基準

総合評価における「地域貢献度・地域精通度等」の配点比率を増やして評価。その際、「企業の能力等」と「技術者の能力等」を等しく下げる。

## ○評価基準については下表のとおり

項目	配 点			満 点 (①+②or①+③)
	保有形態①	新 造②	環境性能③	
自社保有	2.0[1.0]	3.0[1.5]	2.0[1.0]	5.0[2.5]or4.0[2.0]
共有 <sup>※1</sup>	2.0[1.0]	3.0[1.5]	2.0[1.0]	5.0[2.5]or4.0[2.0]

## 7-1-6 災害時に活用できる作業船保有の評価（令和2年～）

## ○実施目的

作業船保有業者の受注機会の確保に向け、作業船を使用しない工事において、作業船を自社保有している企業を評価することにより、大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業に作業船の保有・維持を図る取り組みである。

## ○対象工事

原則、作業船を使用しない工事

## ○加点評価基準

- ・「地域貢献度・地域精通度等」の配点の範囲内で評価
- ・以下の条件を満足すること  
各港湾BCP等に示す主となる作業船を自社保有していること。  
災害協定書を締結している港湾関係団体の会員であること。

## ○評価記載例

評価項目	評価基準	配点
災害時に活用できる 作業船保有の状況	自社保有あり	1.0
	自社保有なし	0

### 7-1-7 下請け施工実績評価（平成30年～）

#### ○実施目的

作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認めることにより、中小企業の受注機会の確保を図る取り組みである。

#### ○対象工事

原則、主作業船を使用する港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事で作業船の保有等の評価を実施する工事で、かつ、工事規模6.8億円未満（WTO対象外工事）である全ての工事

#### ○総合評価落札方式において下請け実績を認める場合

- ・以下のすべてを満足した際に、下請け実績を競争参加要件の同種実績として認めるものとする。
  - ①企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの施工実績を有する
  - ②配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者の配置実績を有する
  - ③一次下請け実績工事で使用した主作業船と、当該工事の主作業船が同じであること
  - ④一次下請け実績工事で使用した主作業船は、自社保有又は共同保有であること。
- ・総合評価の「同種の施工実績」の加点評価は行わない。

## 8. 総合評価落札方式の試行等

総合評価落札方式においては、技術評価点の評価方法等に関し、試行や試行に向けた検討を実施している。それぞれの試行等の内容は以下のとおりである。

### 8-1 試行等の検証

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式においては、公共工事の品質確保に加え、建設業の働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。図 8-1 に示すように、試行を経て効果が検証された取組（本運用）と、その前段階の試行等に大別され、試行等は、「8-2 全国的な取組としての試行等（全国試行）」、「8-3 地域の実情等に応じた総合評価落札方式における取組（地整等試行）」に区分される。これらの試行等は、各地方整備局等においてその対象工事を適切に設定するとともに、その実施状況等を踏まえつつ、各地方整備局等の総合評価委員会等において、計画的にPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、目的の達成度、工事成績への影響、受発注者からの意見等を踏まえ、「効果が検証された取組への移行」、「全国試行移行」、「改良」、「継続」、「統廃合」等を適宜判断する。

各地方整備局等におけるPDCAサイクルに基づく検証については、1つの試行形式につき、5年ごとを基本としつつ、社会情勢や、試行の実施件数等を考慮して計画的に実施するものとする。

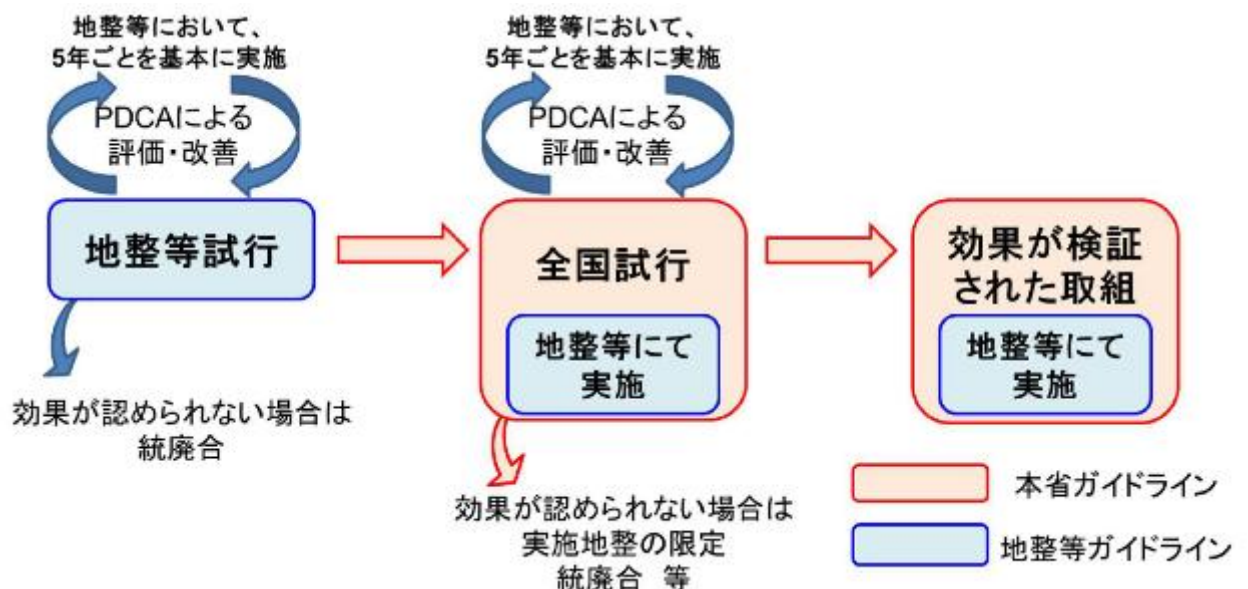


図 8-1 ガイドラインの構成と試行等の位置付け

## 8-2 全国的な取組としての試行等（全国試行）

全国的な取組としての試行等の内容は以下のとおりである。

### 8-2-1 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行（平成21年～）

#### ○試行の目的及び概要

本試行は、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社（以下「下請企業等」）の地域への精通度や貢献度等について適切に評価をするものである。

#### ○具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、下請企業等の地域への精通度・貢献度や地域での施工実績等に係る評価項目を工事における必要度・重要度に基づき、少なくとも1つ以上設定し評価をする。

#### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意するべきである。

- ① 地元企業を活用する企業が評価され地元企業の受注や育成につながっているか
- ② 地元企業を入れることで品質確保につながっているか

#### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、地元企業を活用した企業が落札者となった割合を確認することにより地元企業の活用を図る企業の受注機会向上の度合いや試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同水準となっているか等の観点から定量的に行うことが望ましい。

加えて、地元企業の受注や育成につながっているかや品質確保につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

## 8-2-2 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行（平成24年～）

### ○試行の目的及び概要

本試行は、難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実な施工を目的として、総合評価落札方式において工事实績のある専門工事業の下請活用を評価する、地方整備局等で行われている一連の方式を指す。

具体的には、高度な技術を要する専門工事業者への下請が必要となるような工種を有する工事を対象として、下請企業として予定している専門工事業者や配置技術者の実績を加点評価する方式とすることで、良質な専門工事業者の育成・拡大を通じた、国全体の専門工事業の品質向上が期待されている。

### ○具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、企業の実績等においては下請企業の実績等を、技術者の能力等においては下請企業の技術者を評価・加点する評価方法等が採用されている。

### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意するべきである。

- ① 特定専門工事業者を活用する企業が評価されているか（受注につながっているか）
- ② 専門業者を入れることで品質確保につながっているか

### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、入札時に専門工事業者を特定した企業が落札者となった割合を確認することによる専門工事業者の活用を図る企業の受注機会向上の度合いや試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同水準となっているか等の観点から定量的に行うことが望ましい。

加えて、専門工事業者の活用が図られたかや品質確保につながったか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

### 8-2-3 技術者の地域精通度評価の試行（平成28年～）

#### ○試行の目的及び概要

配置予定技術者の労働環境については、頻繁な転勤による負担増が問題となっており、若手技術者減少の一因と見られている。本試行は、総合評価落札方式において、配置予定技術者の地域精通度を評価することで、工事の品質向上を図るとともに、転勤による負担の低減を図ることで将来の担い手確保に資することが期待されている。

#### ○具体的な評価方法のイメージ

- ・施工能力（I型）もしくは技術提案評価型（S型）を適用する工事であって、Aランク工事を対象。
- ・「技術者の能力等」の項目の中で、配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績を評価。

#### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意すべきである。

- ① 技術者の地域精通度の評価により担い手の確保につながっているか
- ② 地域に精通している技術者の配置により工事の品質が確保されているか

#### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、配置予定技術者に本試行を活用した企業が落札者となった割合を確認することにより、地域精通度を評価された技術者を配置した企業の割合が活用しない企業より高くなっているか、試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか、といった点からの定量的な分析を行うことが望ましい。

加えて、受発注者双方の視点から品質向上につながっているか、担い手の確保につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

#### 8-2-4 地元作業船活用評価の試行（令和4年～）

##### ○試行の目的及び概要

地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価を行うことにより、大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持の促進を図ることが期待されている。

##### ○具体的な評価方法のイメージ

- ・「企業の能力等」の配点の範囲内で評価
- ・当該港の所在する都道府県内に本社・本店を有する地元企業の所有する作業船を活用する場合に評価対象
- ・主要工種の作業日数の30%以上に地元作業船を活用する。
- ・作業船保有評価との併用はしない

##### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意すべきである。

- ・地元の作業船の保有・維持につながっているか

##### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、地元の作業船を保有する企業が落札者となった割合を確認することや、試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか、といった点からの定量的な分析を行うことが望ましい。

加えて、地元作業船の保有・維持につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

### 8-2-5 港湾等しゅんせつ工事の下請け施工実績評価の試行（令和8年～）

#### ○試行の目的及び概要

作業船を使用する工事において、グラブ浚渫船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認めるとともに、総合評価においても「同種工事の施工実績」の加点対象とすることにより、中小企業の受注機会の確保が期待されている。

#### ○具体的な評価方法のイメージ

- ・以下のすべてを満足した際に、下請け実績を競争参加要件の同種実績として認めるものとする。
  - ①企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの施工実績を有する
  - ②配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者の配置実績を有する
  - ③一次下請け実績工事で使用したグラブ浚渫船は、自社保有又は共同保有であること。
- ・総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は、元請け施工実績の1／2の評価とする。
- ・A中小及びBランクにおける工種区分「港湾等しゅんせつ工事」かつWTO対象外工事全件で実施。

#### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意するべきである。

- ①中小企業の受注機会につながっているか
- ②作業船の保有・維持につながっているか

#### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、グラブ浚渫船を使用した下請け施工実績を活用した企業が落札者となった割合を確認することによる中小企業の受注機会向上の度合いや試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか等の観点から定量的に行うことが望ましい。

加えて、中小企業の受注機会の確保やグラブ浚渫船の保有・維持につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

### 8-2-6 地元企業活用評価型の試行（一次下請予定企業の下請としての表彰実績） （令和8年～）

#### ○試行の目的及び概要

本試行は、地域企業に対する適切な評価を推進することが、工事全体の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社（以下「下請企業等」）の下請企業の地域への貢献度等について評価をするものである。

#### ○具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、下請企業等の一次下請予定企業の下請としての表彰実績を評価項目に設定し評価をする。

#### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意するべきである。

- ① 地元企業を活用する企業が評価され地元企業の受注や育成につながっているか
- ② 地元企業を入れることで品質確保につながっているか

#### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、地元企業を活用した企業が落札者となった割合を確認することにより地元企業の活用を図る企業の受注機会向上の度合いや試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか等の観点から定量的に行うことが望ましい。

加えて、地元企業の受注や育成につながっているかや品質確保につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

### 8-2-7 ブロック製作工事における施工実績の緩和（令和8年～）

#### ○試行の目的及び概要

本試行は、受注機会の確保及び競争環境の適正化の観点から、競争参加資格要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績の緩和を行い、地元企業の活性化が期待されている。

#### ○具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、施工実績を有する期間の重要性を比較的伴わないと考えられる「ブロック製作工事」を対象とし、競争参加資格の同種実績において施工実績を有する期間の撤廃をする代わりに、総合評価の対象とする。

ただし、他工種においても地域の実情により適切な企業数が確保できない理由により、競争環境が整わない場合は、本試行を適用してもよい。

#### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意するべきである。

- ①中小企業の受注機会につながっているか
- ②競争環境の適正化が図られているか

#### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、本試行を活用した地元企業が落札者となった割合を確認することにより地元企業の受注機会向上の度合いや試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか等の観点から定量的に行うことが望ましい。

加えて、地元企業の受注や育成につながっているかや品質確保につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

### 8-2-8 地元企業活用評価型JV工事の試行（令和8年～）

#### ○試行の目的及び概要

本試行は、地元中小企業の受注機会の確保及び地域に精通した地元中小企業が特定JVの構成員に加わることで地元調整など円滑な事業実施が図られることを目的に評価を行うものである。

#### ○具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、Aランク工事による港湾土木工事、空港等土木工事、港湾等しゅんせつ工事における予定価格5億円以上WT〇金額以下の工事を対象とし、特定JVで参加する場合、地元企業を構成員に含む場合は加算評価を行う。

#### ○試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的を踏まえ、以下の観点に留意するべきである。

- ①地元中小企業の受注機会につながっているか
- ②地元中小企業が構成員に加わることで地元調整など円滑な事業実施が図られているか

#### ○試行結果の評価にあたっての観点

本試行の評価にあたっては、本試行を活用した地元企業が落札者となった割合を確認することにより地元企業の受注機会向上の度合いや試行工事の工事成績評定点が全工事のものと同等水準となっているか等の観点から定量的に行うことが望ましい。

加えて、地元企業の受注や育成につながっているかや品質確保につながっているか等の観点について、アンケート・ヒアリング等を通じた定性的な評価がなされることが望ましい。

### 8-2-9 技術提案評価型S I型の試行（令和7年～）

#### ○試行の目的及び概要

品確法が令和6年6月に改正され、総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等の採用に努めることが発注者の責務として新たに規定された。これを踏まえ、本試行においては、導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい新技術・工法等について、直轄工事における適切な評価および活用を推進し、公共工事の品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上が期待されている。

#### ○具体的な評価方法のイメージ

- ・従来テーマの技術提案（通常技術提案）に加え、技術向上提案を求める。
- ・当該提案により、どの程度当該工事の品質が向上するかを評価し、発注者が示す仕様と比較して技術向上提案の実施に必要な費用が大きい場合で、発注者が当該提案を採用した場合は、設計変更を行う。

#### ○試行実施にあたっての留意点

- ・安易にキーワードの数により評価したり、競争参加者を選別するために無理に評価に差をつけたりするのではなく、品質への効果の評価し、加算点に反映することとする。
- ・評価を行うに当たり、発注者が示す仕様による品質を十分に理解しておくこと。

#### ○試行結果の評価にあたっての観点

従来のS型では、提案し得なかった仕様等の変更提案により、品質・安全性・環境等の向上に繋がられたか、技術提案評価A型やECI方式で発注した場合と比較し、事務手続き負担は軽減されているか、技術提案テーマと技術向上提案テーマの配点のありかたは適切か等のフォローアップ調査（効果・課題の把握）、評価の実施を行うことが望ましい。

### 8-2-10 事後審査型入札方式の検討（参考）

事後審査型入札方式は、公告後に入札書（価格と技術提案（施工計画））と競争参加資格確認資料を求め、価格だけを開札して予定価格以下の応札者の参加資格を確認した後に、技術提案の審査・評価を行うことで、競争参加者には、配置予定技術者の確保期間の短縮、発注者には技術審査・評価に係る事務量の軽減が期待される。

しかしながら、事後審査型入札方式を採用する場合、入札書を開札した後の競争参加資格の審査ならびに技術提案の審査・評価に対し、中立かつ公正な運用を確保する必要があることから、当面、事後審査型入札方式は実施しない。

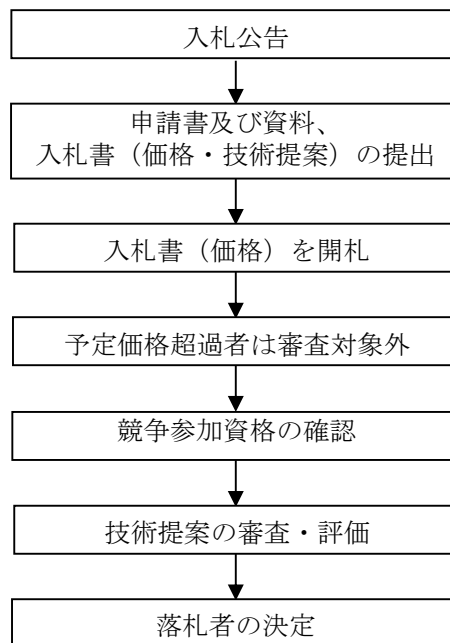


図 8-2 事後審査型入札方式の入札手続フローのイメージ

### 8-3 地域の実情等に応じた総合評価落札方式における取組（地整等試行）

8-2 に示す全国試行の他に、各地方整備局等において各種の試行を実施しているが、それらについても、その実施状況等を踏まえつつ、計画的にPDCAサイクルによる検証を行う。